# 1 生活衛生に関する試験検査 [生活衛生部門, 微生物部門]

平成29年度の生活衛生に関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は、表2-1-1のとおりである。

水質検査の結果,基準等に不適合であった検体は表 2-1-2 のとおりである。

表 2-1-1 のうち、家庭用品検査(繊維製品及び家庭用化学製品)570 検体についての詳細は、表 2-1-3 に示す。

家庭用品については表 2-1-4 のとおり、違反品はなかった。

また、その他の検査についても、表 2-1-5 のとおり、違反品はなかった。

表2-1-1 年間取扱件数

		総	数	平成294	手							-	平成304	丰	
		検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	専用水道水	1	12						1						
	簡易専用水道水	2	24						1				1		
水	小規模受水槽水道水	22	264			22									
質	飲用井戸水	29	290		3	7		5	1	6		2	2	3	
検 査	小計	54	590	0	3	29	0	5	3	6	0	2	3	3	0
笡	プール水	22	132				22								
	浴槽水	53	53		9	23			6	12				3	
	小計	75	185	0	9	23	22	0	6	12	0	0	0	3	0
家	繊維製品	551	559		70	70	3		3	70	70	70	70	75	50
検 庭 査 用	家庭用化学製品	19	51			5	2	10	2						
品	小計	570	610	0	70	75	5	10	5	70	70	70	70	75	50
のそんの	貸おしぼり	7	35				•		•	7				•	
査他	小計	7	35	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	計	706	1,420	0	82	127	27	15	14	95	70	72	73	81	50

表2-1-2 水質検査基準不適合検体の内容

検体の種類	検体数	不適合項目
小規模受水槽水道水	1	TOC
飲用井戸水	1	色度, 濁度
飲用井戸水	1	рН
飲用井戸水	1	亜硝酸態窒素
飲用井戸水	1	大腸菌
飲用井戸水	1	一般細菌数
浴槽水	6	レジオネラ

表2-1-3 試験検査対象家庭用品の種類とその検査項目

		検体数	検査項目数	ホル ムア ルデ ビド ①	ホル ム ア デ ド ②	HCl H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub>	NaOH KOH	容器試験	有機 水合物	塩化ビニル	TPP	TBP	TDBPP	BDBPP	МеОН	C <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub>	C <sub>2</sub> HCl <sub>3</sub>	ジベ ンゾ [a,h] アント ラセ ン	ベン ゾ[a] ピレ ン	ベン ゾ[a] アント ラセ ン	ディルドリン
	おしめ	19	19	19																	
	おしめカバー	7	7	7																	
	よだれ掛け	31	32	30							1	1									
	下着	62	62	56	6																
	寝衣	38	38	36	2																
	手袋	14	14	13					1												
繊	くつ下	40	42	36	1				1		2	2									
維	中衣	138	138	138																	
製	外衣	118	118	118																	
品	帽子	48	48	48																	
	寝具	30	30	30																	
	たび	0	0																		
	カーテン	3	6										3	3							
	床敷物	2	4										2	2							
	衛生パンツ	1	1						1												
	家庭用毛糸	0	0																		
	小計	551	559	531	9	0	0	0	3	0	3	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	くつ下止め用等接着剤	0	0																		
	家庭用接着剤	3	4						2		1	1									
家	家庭用エアゾル製品	5	20							5					5	5	5				
庭 用	靴墨・靴クリーム	1	2								1	1									
化	家庭用ワックス	0	0																		
学 製	住宅用洗浄剤	0	0																		
品	家庭用洗浄剤	5	10				5	5													
	家庭用木材防腐剤及び木材防虫剤	3	9															3	3	3	
	家庭用防腐木材及び防虫木材	2	6															2	2	2	
	小計	19	51	0	0	0	5	5	2	5	2	2	0	0	5	5	5	5	5	5	0
	計	570	610	531	9	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0

①生後24ヶ月以内用のもの

# 表2-1-4 家庭用品違反品の概要

試買·収去年月	家庭用品区分	品名	検出値	基準
			違反なし	

# 表2-1-5 その他の検査の不適合内容

検体の種類	検体数	不適合項目
貸おしぼり		違反なし

②生後24ヶ月以内用を除く

- 2 食品衛生及び栄養に関する試験検査 [生活衛生部門, 微生物部門]
  - (1) 年間取扱件数

平成29年度の食品衛生及び栄養に関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は、表2-2-1のとおりである。

(2) 食中毒の微生物学的検査

平成29年度の食中毒に係る微生物学的検査は、表2-2-2、2-2-3、2-2-4及び2-2-5のとおりである。

(3) 収去食品の微生物学的検査

平成29年度の収去食品に係る細菌数などの検査結果は表2-2-6,食中毒菌などの検出件数は表2-2-7のとおりである。

(4) 食品の規格などの検査

食品の規格検査については、牛乳 10 検体、魚肉ねり製品 25 検体、生食用鮮魚介類 10 検体、アイスクリーム類 19 検体、生食用食肉 4 検体、清涼飲料水 10 検体、ナチュラルチーズ 10 検体、ゆでがに 2 検体、米 10 検体、食肉製品 10 検体、生食用かき 12 検体、冷凍食品 37 検体、乳酸菌飲料 5 検体、発酵乳 5 検体の合計 182 検体 (微生物学的検査 112 検体 222 項目、理化学検査 70 検体 150 項目)について検査を実施した結果、アイスクリーム類 1 検体(大腸菌群陽性)について規格違反を認めた。

食品の衛生規範の検査については,洋生菓子 20 検体,調理パン 20 検体,浅漬 30 検体,生めん 10 検体,路上弁当 27 検体及びそうざい 28 検体の合計 135 検体(微生物学的検査 135 検体 375 項目)について検査を実施した結果,路上弁当 4 検体(細菌数基準超過)及びそうざい 1 検体(細菌数基準超過)について不適合を認めた。

(5) 遺伝子組換え食品の検査

トウモロコシ加工品及び米加工食品 10 検体の検査を実施した結果,表 2-2-8 のとおり,すべて適切な表示がなされていた。

(6) 食品中の添加物検査

ア 甘味料(サッカリンナトリウム)

漬物や魚肉ねり製品など227検体を検査した結果は、表2-2-9のとおりで、使用基準、表示違反はなかった。

イ 保存料 (ソルビン酸, 安息香酸等)

漬物や食肉製品など302検体を検査した結果は、表2-2-10のとおりで、使用基準、表示違反はなかった。

ウ 漂白剤 (亜硫酸)

果実酒やかんぴょうなど52検体を検査した結果は、表2-2-11のとおりで、使用基準違反や表示違反はなかった。

工 殺菌料 (過酸化水素)

才 発色剤(亜硝酸根)

食肉製品やたらこなど25検体を検査した結果は、表2-2-13のとおりである。使用基準違反や表示違反はなかった。

カ 品質保持剤 (プロピレングリコール)

生めんやぎょうざの皮等 9 検体を検査した結果は、表 2-2-14 のとおりである。使用基準違反や表示違反はなかった。 キ 酸化防止剤 (ブチルヒドロキシアニソール (BHA)、ジブチルヒドロキシトルエン (BHT))

バター3検体, 魚介乾製品3検体, 油脂3検体について検査したところ, いずれからも検出されなかった。

ク 指定外酸化防止剤 (ターシャリーブチルヒドロキノン:TBHQ)

輸入食品20検体について検査を実施したところ、いずれからも検出されなかった。

ケ 着色料

菓子類 20 検体, いくら 5 検体, たらこ 5 検体, 漬物 40 検体について検査したところ, 使用基準違反や表示違反はなかった。

コ 防ばい剤(フルジオキソニル,イマザリル,チアベンダゾール,ジフェニル,オルトフェニルフェノール,アゾキシストロビン,ピリメタニル)

使用基準のある輸入果実6検体を検査した結果、表2-2-15のとおり、すべて基準を満たしていた。

(7) 食品中の残留農薬検査

青果物 96 検体,水産物 16 検体,茶葉 15 検体及び米 10 検体の残留農薬検査を実施した結果,表 2-2-16 のとおりであり,すべて成分規格を満たしていた。また,冷凍食品 9 検体の検査を実施した結果,1 検体から一律基準値を超えるホキシムを検出した。

(8) 食品中のPCB, 水銀の食品汚染物質検査

水産物 61 検体中のPCB, 水銀の検査を実施した結果,表 2-2-17 のとおりで,1 検体から暫定基準値を超える総水銀を 検出したため,さらにメチル水銀の検査を実施したところ暫定基準を満たしていた。

(9) 畜水産食品中の残留動物用医薬品検査

牛肉や豚肉,鶏肉,養殖魚など畜水産食品185検体を検査した結果は、表2-2-18のとおり、すべて検出しなかった。

(10) 食品の放射能汚染検査

食品 172 検体中の放射能の検査を実施した結果は表 2-2-19 のとおりであり、基準値を超える検体はなかった。

(11) 自然毒検査

ア フグ毒検査

フグ加工品5検体(5項目)を検査した結果,いずれからもフグ毒を検出しなかった。

イ 貝毒(下痢性貝毒,麻痺性貝毒)

二枚貝(赤貝, 大あさり等)5検体(9項目)を検査したが,いずれからも貝毒を検出しなかった。

(12) 器具・容器包装などの検査

ア 土鍋 4 検体 (8 項目), 茶碗 5 検体 (10 項目),ポリプロピレン樹脂製器具 5 検体 (40 項目)を検査した結果,すべて規格を満たしていた。

イ 紙ナプキン, 天ぷら敷紙, 菓子の包装紙など 55 検体について, 蛍光物質の溶出試験を行った結果, いずれからも蛍光染料の溶出は検出されなかった。

(13) 食品中の特定原材料の検査

そうざい, 菓子, 輸入食品, 乳幼児用食品及び平成29年度から検査を開始したアレルギー対応食計211検体について検査した結果は表2-2-20のとおりであり, そうざい2検体から卵, そうざい1検体からえび・かにを検出したほか, 菓子1検体から乳を検出した。

(14) 食品のその他の検査

食中毒(理化学)関連及び食品苦情等に関わる検査対象の検体はなかった。

表2-2-1 年間取扱件数 (ウイルス検査を除く)

	糸	8数	平成29	年								平成30	年	
	検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食中毒等の細菌検査	846	17,767	33	75	72	73	48	6	39	48	151	155	32	114
収去食品の細菌検査	570	2,096	20	101	20	77	25	51	42	89	20	12	37	76
食品の規格検査	182	372		10	30	19	23	5		6	30	12	47	
食品の衛生規範に係る検査	135	375	20	20	10	57				28				
遺伝子組換え食品の検査	10	30										10		
食品中の食品添加物検査	401	2,129		40	39	42		31	115	50	25	29	30	
食品中の残留農薬検査	146	24,617	16				16	16		16	26	16	31	9
PCB,水銀等の食品汚染物質検査	61	123		16		14					16			15
食品中の残留動物用医薬品検査	185	4,461		46	28		33			16	6		50	6
食品の放射能汚染検査	172	184	4	15	7	13	18	11	9	22	12	24	7	30
自然毒検査	10	14			5						5			
器具及び容器包装の検査	69	113												69
食品中の特定原材料の検査	211	211		60				30	30	30	30			31
食品衛生に関するその他の検査														
食品衛生外部精度管理	19	36			3	3		4	4	5				
計	3,017	52,528	93	383	214	298	163	154	239	310	321	258	234	350

<sup>\*</sup>検体数及び項目数は、複数の検査分類で再掲しているため、計は実際の数と異なる。

表2-2-2 食中毒などの取扱件数及び検体数(微生物学的検査)

	計	平成29	9年								平成30	年	
	ĒΙ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取扱件数	45	1	5	6	2	4	2	1	4	5	9	3	3
双拟干数	(9)					(1)		(1)	(1)	(2)	(3)		(1)
検体数	873	33	75	73	73	48	6	40	48	152	163	34	128
快 件 剱	(276)					(18)		(40)	(16)	(50)	(109)		(43)

注)()内は本市で食中毒事件と断定した事例

表2-2-3 食中毒などの検体数及び項目数(微生物学的検査)

	章	ŀ	食中	毒*	その	)他
取扱件数	45	5	9		36	3
検体数及び項目数	873	18,023	276	5,555	597	12,468
患者便	194	3,864	79	1,480	115	2,384
業者便	171	3,668	39	843	132	2,825
業者手指ふきとり	96	2,016	25	525	71	1,491
施設器具ふきとり	305	6,405	103	2,163	202	4,242
食品	92	1,912	24	476	68	1,436
吐物						
飲用水						
菌株						
その他	15	158	6	68	9	90

\*本市で食中毒事件と断定した事例

表2-2-4 食中毒などのウイルス及び核酸検査の検体数

検査項目		ウイルス検査			核酸検査	
	計	食中毒*	その他	計	食中毒*	その他
取扱件数	30	5	25	40	9	31
検体数	237	106	131	291	119	172
患者便	132	65	67	165	73	92
業者便	77	24	53	94	28	66
業者手指ふきとり						
施設器具ふきとり						
食品	17	12	5	21	13	8
吐物			0			0
飲用水						
菌株						
その他	11	5	6	11	5	6

\*本市で食中毒事件と断定した事例

表2-2-5 食中毒\* 病因物質発生状況(微生物学的検査)

病因物質	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サルモネラ属菌		1			1	1
カンピロバクター		4	5	6	4	1
黄色ブドウ球菌						
セレウス菌						
病原大腸菌				1		
ウェルシュ菌		1	1	2		
腸炎ビブリオ						
NV(ノロウイルス)	10	2	3	3	2	5
サポウイルス	1					
クドア・セプテンプンクタータ	1	1	1	1	1	2
不明						
その他		1 **	1 ***			
計	12	10	11	13	8	9

\*本市で食中毒事件と断定した事例

\*\*エロモナス・ヒドロフィラ/エロモナス・ソブリア及び病原大腸菌O25の複合

\*\*\*カンピロバクター及びNV(ノロウイルス)の複合

表2-2-6 収去食品の細菌数などの検査結果

			細菌数					<b>馬内細</b> 糖		黄色ブドウ球菌数			E.coli最確数		留	腸炎ビブリオ最確数	牧
検体の種類	検体数	3,000/g 以下	$3,001/g\sim 10^5/g$ 以下	10 <sup>5</sup> /g を超える	大腸菌群陽性	E.coli 陽性	大腸菌陽性	4 基本 基本 图	50/g 無	50/g ~ 100/g 以下	100/g を超える	18/100g 米蒲	18/100g ~ 230/100g 以下	230/100g を超える	3.0/g 無	3.0/g~ 100/g以下	100/g を超える
生食用鮮魚介類	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ı	1	10	0	0
アイスクリーム類	19*	18	*	0	*	ı	1	1	1	ı	1	ı	ı	ı	1	ı	ı
生食用食肉	4	ı	ı	ı	ı	ı	ı	0	1	I	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı
清涼飲料水	10	ı	1	ı	0	1	ı	ı	1	ı	ı	1	ı	1	ı	1	1
食肉製品																	
非加熱食肉製品	10	ı	ı	ı	ı	0	ı	ı	10	0	0	ı	I	ı	ı	ı	ı
生食用かき	12	12	0	0	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	-	11	0	12	0	0
冷凍食品																	
無加熱摂取冷凍食品	∞	∞	0	0	0	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	I	ı	ı	ı	ı
加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	14	14	0	0	0	ı	1	1	1	ı	1	ı	ı	ı	1	ı	ı
加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	15	14	1	0	1	0	1	1	1	1	1	ı	I	1	1	ı	1
洋菓子	20	19	1	0	0	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	1	ı	ı	ı	ı
調理パン	20	13	7	0	ı	ı	0	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı
浅谱	30	ı	ı	ı	ı	ı	0	1	ı	ı	1	ı	1	1	1	1	ı
生めん	10	∞	1	1	ı	0	1	1	1	ı	1	ı	1	ı	ı	1	ı
路上弁当	27	19	4	4	ı	ı	0	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı
そうざい	28	24	2	2	1	1	0	1	I	1	1	1	1	1	1	1	1

\*収去対象外施設からの1検体含む

表2-2-7 収去食品の食中毒菌などの検出件数

項目	検体数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	ビブリオフルビアリス	ビブリオミミクス	エロモナスソブリア	エロモナスヒドロフィラ	病原大腸菌	カンピロバクタージェジュニ	カンピロバクターコリ	セレウス菌	ウェルシュ菌	リステリアモノサイトゲネス	ノロウイルス
和菓子	80	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
洋菓子	20	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
残置食*	127	1	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	0	-	-
調理パン	20	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生食用鮮魚介類	10	2	-	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	-
浅漬	30	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0**	-
生めん	10	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
路上弁当	27	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O157実態調査															
肉卵類及びその加工品	2	-	-	-	-	-	-	-	0***	-	-	-	-	-	-
野菜類・果実及びその加工品	8	-	-	-	-	-	-	-	0***	-	-	-	-	-	-
その他の食品	2	-	-	-	-	-	-	-	0***	-	-	-	-	-	-
鶏肉	83	24	29	-	-	-	-	-	0	44	5	-	-	-	-
そうざい	28	0	-	-	-	-	-	-	0***	-	-	-	-	-	-
ナチュラルチーズ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
食肉製品	10	0	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	0	-
生食用かき	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
卵加工品	10	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐	10	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

\*医療衛生センター指定の項目のみ実施

表2-2-8 遺伝子組換え食品の検査結果

	+ <i>◇ /+</i> - */-	安全性審查	済み遺伝子約	且換え混入率	安全性未審	<b>查遺伝子組換</b>	え食品の混入
	検体数	項目数	検出数	基準値(%)	項目数	検出数	基準値
トウモロコシ							
冷凍トウモロコシ							
ポップコーン							
トウモロコシ缶詰	3				9	0	検出しない
とうもろこし(冷凍食品)	1				3	0	検出しない
とうもろこし	1				3	0	検出しない
大豆							
とうふ類							
油揚げ類							
ゆば							
豆乳							
米							
上新粉	2				6	0	検出しない
ライスペーパー	2				6	0	検出しない
もち米粉							
マカロニ							
米加工品類							
ビーフン	1				3	0	検出しない
	10	0	0		30	0	

安全性審査済み遺伝子組換え食品(加工食品)の検査項目

安全性審査済み遺伝子組換えトウモロコシ(P35S,TNOS)

安全性審査済み遺伝子組換え大豆(P35S)

安全性審査済み遺伝子組換え大豆(RRS2)

安全性未審査遺伝子組換え食品混入の有無の検査項目

安全性未審査遺伝子組換えトウモロコシ(CBH351)

安全性未審査遺伝子組換えトウモロコシ(DAS59132)

安全性未審査遺伝子組換えトウモロコシ(Bt10)

安全性未審査遺伝子組換え米(63Btコメ)

安全性未審査遺伝子組換え米(NNBtコメ)

安全性未審査遺伝子組換え米(CpTIコメ)

<sup>\*\*</sup>検査対象は10検体 \*\*\*O157のみ

表2-2-9 食品中の甘味料の検査結果

		サッカリンナトリウ	'A
	検体数	検出数	使用基準 違反数
漬物	71	1	0
煮豆	8	0	0
あん類	0	0	0
魚肉ねり製品	26	0	0
清涼飲料水	1	0	0
ジャム	1	0	0
缶詰又はびん詰食品	2	0	0
菓子	77	0	0
チーズ	3	0	0
ニョッキ	2	0	0
みそ	1	0	0
その他の食品	35	0	0
計	227	1 (検出	率 0.4 %)

表2-2-10 食品中の保存料の検査結果

	検体数	ソル	ごン酸	安息	香酸*		ロ酢酸 Jウム
	IX IT 2X	検出数	使用基準 違反数	検出数	使用基準 違反数	検出数	使用基準 違反数
魚肉ねり製品	26	8	0	0	0	0	0
食肉製品	15	4	0	0	0	0	0
つくだ煮	4	4	0	0	0	0	0
煮豆	8	0	0	0	0	0	0
ジャム	1	0	0	0	0	0	0
漬物	71	21	0	0	0	0	0
果実酒	20	2	0	0	0	0	0
発酵乳	5	0	0	5	0	0	0
乳酸菌飲料	5	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	1	0	0	1	0	0	0
菓子	101	0	0	2	0	0	0
缶詰又はびん詰食品	2	0	0	0	0	0	0
チーズ	3	0	0	1	0	0	0
ニョッキ	2	2	0	0	0	0	0
みそ	1	0	0	0	0	0	0
その他の食品	37	0	0	1	0	0	0
計	302	41 (検と	出率13.6 %)	10 (検出率 3.3 %)		0 (相	<b>食出率0%</b> )

<sup>\*</sup>安息香酸は、発酵乳等多くの食品に天然に含有されている(食品衛生検査指針食品添加物編2003)

表2-2-11 食品中の漂白剤の検査結果

	検体数		亜硫酸	
	快冲致	検出数	使用基準違反数	
かんぴょう	5	3	0	
ドライフルーツ	5	2	0	
缶詰またはびん詰食品	2	2	0	
果実酒	20	20	0	
煮豆	2	0	0	
エビ(冷凍)	10	1	0	
その他の食品	8	0	0	
計	52	28	(検出率 53.8 %)	

表2-2-12 食品中の殺菌料の検査結果

	検体数		過酸化水素
	快平数	検出数	使用基準違反数
ちりめんじゃこ, しらす	6	1	0
塩かずのこ	4	0	0
計	10	1	(検出率 10.0 %)

注:天然由来の過酸化水素報告例:しらす干し ND~0.0045(食品衛生研究Vol47,No7,1997)

表2-2-13 食品中の発色剤の検査結果

	検体数		発色剤
	伊平剱	検出数	使用基準違反数
食肉製品	15	13	0
いくら,たらこ	10	5	0
計	25	18	(検出率 72.0 %)

表2-2-14 食品中の品質保持剤の検査結果

	+\\ \	プ	ロピレングリコール
	検体数	検出数	使用基準違反数
生めん	7	4	0
ぎょうざの皮等	2	0	0
計	9	4	(検出率 44.4 %)

表2-2-15 輸入果実中の防ばい剤の検査結果

# [フルシブオキソニル(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	基準違反数	基準値
グレープフルーツ	2	0	0	0.010
ネーブルオレンジ	1	0	0	0.010
ライム	1	0	0	0.010
ミネオラ	1	0	0	0.010
レモン	1	1	0	0.010
計	6	1 (7	<b>金出率</b> 16.7	%)

# [イマザリル(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	基準違反数	基準値
グレープフルーツ	2	2	0	0.0050
ネーブルオレンジ	1	1	0	0.0050
ライム	1	1	0	0.0050
ミネオラ	1	1	0	0.0050
レモン	1	1	0	0.0050
<b>=</b>	6	6 (7	<b>倫出率</b> 100.0	%)

# [チアベンダゾール(単位:g/kg)]

	/ ]			
	検体数	検出数	基準違反数	基準値
グレープフルーツ	2	0	0	0.010
ネーブルオレンジ	1	1	0	0.010
ライム	1	1	0	0.010
ミネオラ	1	1	0	0.010
_ レモン	1	1	0	0.010
計	6	4 (7	<b>倹出率</b> 66.7	%)

# [ジフェニル(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	基準違反数	基準値
グレープフルーツ	2	0	0	0.070
ネーブルオレンジ	1	0	0	0.070
ライム	1	0	0	0.070
ミネオラ	1	0	0	0.070
レモン	1	0	0	0.070
計	6	0 (7	<b>倹出率</b> 0.0	%)

# [オルトフェニルフェノール(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	基準違反数	基準値
グレープフルーツ	2	0	0	0.010
ネーブルオレンジ	1	0	0	0.010
ライム	1	0	0	0.010
ミネオラ	1	0	0	0.010
レモン	1	0	0	0.010
計	6	0 (;	<b>倹出率</b> 0.0	%)

# [アゾキシストロビン(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	基準違反数	基準値
グレープフルーツ	2	0	0	0.010
ネーブルオレンジ	1	0	0	0.010
ライム	1	0	0	0.010
ミネオラ	1	0	0	0.010
レモン	1	0	0	0.010
計	6	0 (7	<b>倹出率</b> 0.0	%)

# [ピリメタニル(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	基準違反数	基準値
グレープフルーツ	2	1	0	0.010
ネーブルオレンジ	1	0	0	0.010
ライム	1	0	0	0.010
ミネオラ	1	0	0	0.010
レモン	1	0	0	0.010
計	6	1 (7	<b>給出率</b> 16.7	%)

表2-2-16 食品中の残留農薬検査結果

食品の種類	産地	検体数	検出検体数	検査項目数	検出項目数	違反数
魚介類	外国水域	0	0	0	0	0
	日本近海	16	4	1,344	4	0
穀類およびその加工品	国内	10	5	2,550	7	0
果実	外国	23	15	4,054	45	0
	国内	21	18	3,712	62	0
野菜	外国	3	2	534	3	0
	国内	49	30	8,664	59	0
茶葉	外国	0	0	0	0	0
	国内	15	15	2,220	87	0
冷凍食品	外国	9	2	1,539	2	1
計		146	91	24,617	269	1

表2-2-17 水産物中のPCB, 水銀検査結果

			PCB*			総水銀		メ	チル水銀	*2
	検体数	検出数	暫定 基準 違反数	基準 値 (ppm)	検出数	暫定 基準 違反数	基準 値 (ppm)	検出数	暫定 基準 違反数	基準 値 (ppm)
いか類(遠洋)	4	1	0	0.5	4	0	0.4			0.3
いか類	1	0	0	3	1	0	0.4			0.3
えび類	0	0	0	3			0.4			0.3
たこ類	0	0	0	3			0.4			0.3
貝類	0	0	0	3			0.4			0.3
海産魚(遠洋)	13	1	0	0.5	13	1	0.4	1	0	0.3
海産魚(その他)	43	19	0	3	40	0	0.4			0.3
水銀適用除外海産魚**	0	0	0	-			-			-
計	61	21	検出率	34.4%	58	検出率	95.1%	1	検出率	1.6%

<sup>\*</sup> PCBは遠洋沖合魚介類は0.5ppm, それ以外の魚介類は3ppmと暫定基準値が定められている。

<sup>\*\*</sup> 水銀は総水銀0.4ppmかつメチル水銀0.3ppmと暫定基準値が定められているが、マグロ類、河川産の 魚介類、深海性魚介類等は適用を除外されている。また、メチル水銀の検査は総水銀が暫定基準を超 えた時のみ実施する。

表2-2-18 畜水産食品中の残留抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤の検査結果

		検体数	検出検体数	検査項目数	検出項目数
牛	筋肉	23	0	661	0
	腎臓	23	0	691	0
	肝臓	0			
	脂肪	0			
	輸入牛肉	5	0	155	0
豚	筋肉	23	0	430	0
	腎臓	23	0	437	0
	肝臓	0			
	脂肪	0			
	輸入豚肉	5	0	85	0
鶏	筋肉	22	0	614	0
	腎臓	0			
	肝臓	22	0	578	0
	脂肪	0			
	輸入鶏肉	0			
鶏卵		5	0	170	0
乳		10	0	250	0
養殖魚介類	魚介類(すずき目)	9	0	173	0
	魚介類(その他の魚類)	3	0	103	0
輸入冷凍えび	魚介類(甲殼類)	10	0	110	0
輸入うなぎ蒲焼		2	0	4	0
計		185	0	4,461	0

表2-2-19 食品中の放射能検査結果

食品大分類	検体数	<sup>134</sup> Cs 検出数	<sup>137</sup> Cs 検出数	基準値 超過	基準(ベクレル/kg) (合計値)
魚介類及び魚介類加工品	37	0	3	0	100
冷凍食品	0	0	0	0	100
肉卵類及びその加工品	0	0	0	0	100
牛乳*	16	0	0	0	50
乳製品及び乳類加工品	0	0	0	0	100
穀類及びその加工品	10	0	0	0	100
野菜類・果実類及びその加工品(うち乳児用食品)	82	0	4	0	100
菓子類	5(2)	0	0	0	100 (50)
清涼飲料水(うち乳児用食品)	9(2)	0	0	0	一般100, 飲料水10(50)
かん詰め・びん詰め食品(うち乳児用食品)	9	0	2	0	100
その他の食品(うち乳幼児用食品)	4(4)	0	0	0	100 (50)
計	172	0	9	0	

<sup>\*</sup>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳, 低脂肪乳, 加工乳など) 及び乳飲料

表2-2-20 食品中の特定原材料の検査

	検体数	.t.** 頭口** 卵 乳 小麦		落才	<b>芒生</b>	えび・かに		そ	ば					
	快冲奴	項目数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数
そうざい	90	90	30	2							30	1	30	
菓子	30	30			30	1								
輸入食品	30	30					30							
乳幼児用食品	31	31			31									
アレルギー対応食	30	30	30											
計	211	211	60	2	61	1	30	0	0	0	30	1	30	0

# 表2-2-21 食中毒 (理化学) 関連及び食品苦情等に関わる検査

発生月	対象食品	概要	検体数	
_		該当なし		

# 3 医薬品などに関する試験検査 [生活衛生部門]

平成29年度の医薬品などに関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は、表2-3-1のとおりである。 また、その結果は表2-3-2のとおりであり、全ての検体について、製造承認書の規格に適合していた。

表2-3-1 年間取扱件数

	総数		平成29	平成29年							平成30年				
	取扱検体数	検査項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医薬品	10	10								9	1				
計	10	10	0	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	

# 表2-3-2 収去医薬品の試験検査結果

検査項目	医薬品の種類	検体数	検査結果 (%)
マレイン酸クロルフェニラミン	鼻炎用内服薬	1	99. 0
ジクロフェナクナトリウム	鎮痛消炎剤	7	99.6 ~ 100.9
ミコナゾール硝酸塩	水虫・たむし用薬	2	97 ~ 97.5
合計		10	

#### 4 微生物及び免疫に関する試験検査「微生物部門]

(1) 年間取扱件数

平成29年度の微生物及び免疫に関する試験検査の取扱件数は、表2-4-1のとおりである。

(2) 京都市感染症発生動向調査事業における病原体検査(病原体定点医療機関分)

#### ア目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、社会的に重要視されている感染症を対象に 患者の病原体検査を行い、感染症発生状況と起因病原体との関連を検討することにより、各種感染症の流行状況を 的確に把握し、適切な防疫対策に役立てることを目的とする。

#### イ 材料及び方法

#### (7) 検査材料

- a 病原体定点医療機関は、小児科定点3箇所、インフルエンザ定点4箇所、眼科定点1箇所及び基幹定点1箇所である。
- b 患者数と検体の内訳は表 2-4-2 に示す。

#### (4) 検査方法

a ウイルス検査は、検体を常法により前処理した後、培養細胞(FL, RD-18S, Vero)と乳のみマウスを用いて分離を行った。インフルエンザウイルスの分離には、培養細胞(MDCK)を使用した。

分離したウイルスの同定にはダイレクトシークエンス法,リアルタイム RT-PCR 法,中和反応及び蛍光抗体法を用いた。

ロタウイルス及びアデノウイルスの抗原検出は免疫クロマト(IC)法, ノロウイルスはリアルタイム RT-PCR法 により遺伝子の検出を行った。

b 細菌検査は、常法により、糞便から下痢原性大腸菌、ビブリオ、サルモネラ、黄色ブドウ球菌などの食中毒 や感染性胃腸炎起因菌を、鼻咽頭ぬぐい液から溶血性レンサ球菌などの呼吸器感染症起因菌の分離を行った。

※ 成績の詳細については、「第61 報文」で述べる。

#### (3) 三類感染症病原体検査

# ア目的

コレラ汚染地域への渡航者が消化器系感染症を発症した場合などに、患者、患者との接触者及び旅行の同行者について細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス及びコレラの保菌検査を実施している。また腸管出血性大腸菌感染症の二次感染を防ぐ目的で、患者の家族や接触者などの保菌検査を行っている。

#### イ 材料及び方法

糞便など、医療衛生センターが採取し当研究所に搬入された検体を、常法により直接又は増菌培養した後に寒天培地に接種し、分離菌について生化学的性状と血清による同定を行い、腸管出血性大腸菌については、IC 法及び逆受身ラテックス凝集反応(RPLA)法によるベロ毒素の検出と、PCR 法による毒素遺伝子の確認を行った。また、医療機関などで検出された病原菌の菌株についても同様に同定を行った。

#### ウ結果

- (7) 取扱件数及び項目数は、表 2-4-3 のとおりである(検体数 83、検査項目数 119)。
- (4) コレラ汚染地域への渡航者に関連した消化器系感染症は3事例あったが、患者の接触者等からは病原菌を検出しなかった。
- (前) 腸管出血性大腸菌(EHEC)感染症及びその疑いがあり検査した事例は 19 事例で、18 事例から腸管出血性大腸菌を給出した
- (五) 当研究所で、患者、患者家族及び接触者の糞便から検出した腸管出血性大腸菌は7株で、他に、医療機関で検出した腸管出血性大腸菌19株の血清型と毒素の検査を実施した。これら菌株の血清型と毒素型の内訳は、次の表のとおりである。

0157:H7 (VT1+VT2)	5 事例 8 株	026:H11 (VT1)	1 事例 1 株
0157:H7 (VT2)	8 事例 12 株	0146:HNM (VT1+VT2)	2 事例 2 株
0157:HNM (VT1+VT2)	1 事例 2 株	0146:HNM (VT2)	1事例 1株

# (4) 四類感染症病原体検査

## ア A型肝炎ウイルス検査

# (7) 目的

医師からの届出により、医療衛生センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のため に、検査を行っている。

# (4) 材料及び方法

患者からの糞便を用いた。PBS2m1 に懸濁し、3,000rpm、10分遠心後、マイクロフィルターでろ過した。ろ液を 検液として RNA を抽出し、RT-PCR 法により検査を行った。

# (ウ) 結果

2事例2検体を検査し、1検体からA型肝炎ウイルスを検出した。

#### イ 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) ウイルス検査

#### (ア) 目的

医師からの届出により、医療衛生センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のため に、検査を行っている。

#### (イ) 材料及び方法

患者からの血液、鼻咽頭ぬぐい液及び尿を用いた。検査は、国立感染症研究所の SFTS ウイルス検査マニュアルに準じて、RT-PCR 法による遺伝子検出を行った。

#### (ウ) 結果

3事例10検体を検査したが、SFTSウイルスを検出しなかった。

# ウ デングウイルス検査

# (7) 目的

医師からの届出により、医療衛生センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のため に、検査を行っている。

# (4) 材料及び方法

患者からの血液を用いた。検査は、IC 法による NS1 抗原の検出と国立感染症研究所のデングウイルス感染症診断マニュアルに準じたリアルタイム RT-PCR 法による遺伝子検出を、必要に応じて組み合わせて行った。

## (ウ) 結果

6 事例 6 検体を検査し、検体からデングウイルスを検出した。検出したデングウイルスは、2 型が 1 検体、3 型が 2 検体、4 型が 1 検体であった。

# エ ジカウイルス検査

#### (7) 目的

医師からの届出により、医療衛生センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のために、検査を行っている。

# (4) 材料及び方法

患者からの血液及び尿を用いた。検査は、国立感染症研究所のジカウイルス感染症実験室診断マニュアルに準じたリアルタイム RT-PCR 法による遺伝子検出を行った。

#### (ウ) 結果

2事例3検体を検査したが、ジカウイルスを検出しなかった。

#### (5) 五類感染症病原体検査及び抗体検査

ア 感染性胃腸炎集団発生事例病原体検査

(7) 目的

社会福祉施設などでノロウイルス等による集団発生を疑う感染事例が発生した際に,医療衛生センターが調査 し,原因究明及び感染の拡大防止のために,検査を行っている。

(4) 材料及び方法

患者からの糞便を用いた。前処理として、PBS2ml に懸濁し、3,000rpm、10分遠心後、マイクロフィルターでろ過した。ろ液を検液として RNA を抽出し、リアルタイム RT-PCR 法によりノロウイルスの遺伝子検出を行った。また、必要に応じてリアルタイム RT-PCR 法でサポウイルス遺伝子検出を、IC 法でロタウイルス・アデノウイルスの抗原検出を行った。

(ウ) 結果

平成 29 年度には 35 件の集団発生があった(表 2-4-4)。患者便 161 検体を検査し、114 検体からノロウイルス (G I:23 検体、GII:91 検体)を検出した。また、5 検体からロタウイルス、1 検体からロタウイルス及びアデノウイルスを検出した。

#### イ 麻しんウイルス検査

(7) 目的

医師からの届出により、医療衛生センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のため に、検査を行っている。

(4) 材料及び方法

患者からの鼻咽頭ぬぐい液、尿及び血液を用いた。検査は、国立感染症研究所の病原体検出マニュアル麻疹に 準じて B95a 細胞によるウイルス分離と RT-PCR 法又はリアルタイム RT-PCR 法による遺伝子検出を行った。

(ウ) 結果

5 事例 15 検体を検査し、1 事例 3 検体から麻しんウイルスを検出した。遺伝子型はすべて D8 型であった。

#### ウ 急性脳炎症例のウイルス検査

(7) 目的

医師から届出があった急性脳炎症例について医療衛生センターが調査し、病原体不明とされたものについて、 病因解明のための検査を行っている。

(4) 材料及び方法

患者からの髄液を用いた。検査は、病原体定点医療機関からの検体と同様にウイルス検査を行った。

(ウ) 結果

1事例1検体を検査したが、ウイルスを検出しなかった。

- エ 劇症型溶血性レンサ球菌感染症病原体検査
  - (ア) 目的

医師からの届出により、医療衛生センターが調査し、当該感染症の発生状況、動向及び原因調査のために検査を行っている。

(4) 材料及び方法

患者から分離された菌株を用いた。溶血性レンサ球菌のLancefield群別及びT型別(A群のみ)を行った。菌株を溶血性レンサ球菌レファレンスセンターである大阪府立公衆衛生研究所に送付した。

(ウ) 結果

9 事例 12 株を検査し、A群溶血性レンサ球菌T1型1株、T25型2株、T28型1株、TB3264型1株、T型 別不能1株及びG群溶血性レンサ球菌6株を検出した。

オ カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (CRE) 感染症薬剤耐性検査

(7) 目的

医師からの届出により、医療衛生センターが調査し、当該感染症の発生状況、動向及び原因調査のために検査

を行っている。平成30年1月から検査を実施している。

(4) 材料及び方法

患者から分離された菌株を用いた。検査は国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに準じて、ディスク拡散 法及び PCR 法によるカルバペネマーゼ産生菌の確認を行った。

(ウ) 結果

9 検体を検査したが、当研究所で行う検査においては、カルバペネマーゼを産生する菌は確認されなかった。 カ ヒト免疫不全ウイルス (HIV) 抗体検査

(7) 目的

感染者の早期発見と感染の拡大防止のため、下京医療衛生コーナーで週4回、匿名での無料検査を実施している。また、毎週1回の夜間即日検査及び毎月4回の休日即日検査等も行っている。

(4) 材料及び方法

医療衛生コーナー等で採血して当研究所に搬入された血液を検体とした。また、夜間即日検査及び休日即日検査で要確認となった検体について、確認検査等を当研究所で実施した。

スクリーニング検査として, ゼラチン粒子凝集(PA)法による HIV-1/2 型の抗体検査を行った。スクリーニング 陽性検体等について, PA 法又はラインブロット法による HIV-1/2 型の鑑別検査を行い, 確認検査はウェスタンブロット法により行った。

- (ウ) 結果
  - a 受付件数は,表 2-4-5 のとおりである。検体数は 1,873 検体で,うち 2 検体は夜間即日検査,2 検体は休日 即日検査からの要確認検体であった。
  - b 上記を含め7検体について確認検査を実施した結果,4検体がHIV-1型陽性であった。

#### キ 梅毒抗体検査

(7) 目的

医療衛生コーナー等で実施している性感染症対策の一環として、検査希望者を対象に、HIV 抗体検査と併せて 実施している。

(4) 材料及び方法

医療衛生コーナー等で採血して当研究所に搬入された血液を検体とした。スクリーニング検査はトレポネーマ 抗原を用いた PA 法(TPPA 法)により行い,スクリーニング陽性検体等について,カルジオリピンを用いたカーボ ン粒子凝集法(RPR 法)及び TPPA 法による定量試験を行った。

なお、RPR 法については、あらかじめ検査を希望する人についても実施した。

(ウ) 結果

検査件数は、表 2-4-6 のとおりである。検体数は 3,248 検体で、69 検体がTPPA法で陽性となった。

(6) その他

ア 中東呼吸器症候群(MERS) ウイルス検査

(7) 目的

医師からの届出により、医療衛生センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のため に、検査を行っている。

(4) 材料及び方法

患者からの鼻咽頭ぬぐい液を用いた。検査は、国立感染症研究所から送付されたマニュアルに従い、リアルタイム RT-PCR 法による遺伝子検出を行った。

(ウ) 結果

1事例2検体を検査したが、MERSコロナウイルスを検出しなかった。

# イ 結核菌遺伝子(VNTR)検査

(ア) 目的

結核菌遺伝子の解析を行うことで、感染経路の特定及び効果的な感染拡大防止対策を講じるとともに、結核対

策に資することを目的とする。

# (4) 材料及び方法

医療衛生センターから協力医療機関に菌株を分与依頼し、搬入された菌株を検体とした。

小川培地に生えたコロニーをかき取るなどして菌液を作り、100°C10分の加熱処理後、遠沈した上清を PCR のテンプレートとした。JATA (12) -VNTR 型別(12組のプライマーを用いた PCR 法及び電気泳動)を行い、解析した。

# (ウ) 結果

月別検査取扱件数は、表 2-4-7 のとおりである。

平成 29 年度は 147 検体の検査を実施した。平成 21 年の検査開始以降の株も含めて解析したところ、クラスター数 107 (446 株)、クラスター形成率 51.2%、最大クラスターは 50 株となった。

表2-4-1 年間取扱件数(結核菌遺伝子検査を除く)

項目	細分	総	数	平成29年								3	平成30年	F	
	和山力	検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	ウイルス検査	437	4,132	36	40	41	40	43	27	34	31	47	49	33	16
感染症発生動向調査	細菌検査	204	771	16	26	25	24	14	18	14	12	17	13	14	11
	マイコプラズマ検査	0	0												
HIV抗体検査	血清試験	1,873	3,746	117	142	140	151	163	175	158	187	152	164	147	177
梅毒抗体検査	血清試験	3,248	3,324	213	227	271	265	286	282	285	303	253	292	264	307
三類感染症病原体検査	細菌検査	83	119	2	17	2	13	11	19	5	3		6	2	3
一般依頼ウイルス検査	ウイルス検査	15	15			1		14							
一般依頼細菌検査	細菌検査	0	0												
行政依頼ウイルス検査	ウイルス検査	200	330	23	60	29	6	2	9	1		30	12	8	20
行政依頼細菌検査	細菌検査	21	21			1		1	1	3		2	2	7	4
計	•	6,081	12,458	407	512	510	499	534	531	500	536	501	538	475	538

表2-4-2 京都市感染症発生動向調查事業 病原体検查取扱件数

		計	平成29年	Ē.							3	平成30年	Ē.	
		ΠĘ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受付患者総数		419	34	42	37	39	35	28	34	27	46	48	32	17
ウイルス検査被検患者数	ζ	401	33	40	34	38	34	24	33	27	45	47	30	16
	糞便	203	15	29	23	24	18	13	15	13	20	12	12	9
	咽頭ぬぐい液	186	14	9	15	14	17	10	17	13	22	32	18	5
ウイルス検査	髄液	41	6	1	3	2	7	4	2	4	4	4	2	2
ワイルへ快重	尿	0												
	その他	7	1	1			1			1	1	1	1	
	小計	437	36	40	41	40	43	27	34	31	47	49	33	16
細菌検査被検患者数	•	203	16	26	25	24	14	17	14	12	17	13	14	11
	糞便	176	14	24	21	22	12	14	11	11	15	11	12	9
	咽頭ぬぐい液	14	1	2	2	1		1	2		1	1	2	1
細菌検査	髄液	13	1		1	1	2	3	1	1	1	1		1
和 图 恢 1	尿	0												
	その他	1			1									
	小計	204	16	26	25	24	14	18	14	12	17	13	14	11
マイコプラズマ検査	咽頭ぬぐい液	0												
計		641	52	66	66	64	57	45	48	43	64	62	47	27

表2-4-3 三類感染症病原体検査 取扱件数及び項目数

		計	平成29年	Ē							3	平成30年	Ē	
		рΙ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	検体数	83	2	17	2	13	11	19	5	3		6	2	3
	赤痢菌	17	2	5		2		3	1	2			1	1
検	コレラ菌	12	2	5		2		3						
查	チフス菌	13	2	6		2		3						
項	パラチフスA菌	12	2	5		2		3						
目	EHEC	65		11	2	11	11	16	4	1		6	1	2
	計	119	8	32	2	19	11	28	5	3	0	6	2	3

表2-4-4 感染性胃腸炎集団発生事例 検査取扱件数及び結果

月		施設	施設数	検体	数	陽性数	検出
	中京区 -	(保育園)	1	患者便	2	2	ノロ(GⅡ)
	17.水色	(高等学校)	1	患者便	5	5	ノロ(GⅡ)
4	南区	(保育園)	1	患者便	2	2	/ロ(G I )
	西京区 -	(保育園)	1	患者便	3	2	ノロ(GⅡ)
	四尔区	(保育園)	1	患者便	1	1	ロタ
	上京区	(その他)	1	患者便	4	4	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	中京区	(中学校)	1	患者便	13	0	_
	東山区	(小学校)	1	患者便	11	10	ノロ(GⅡ)
5	右京区	(保育園)	1	患者便	4	3	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
Ð						1	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	西京区	(小学校)	1	患者便	20	4	ロタ
						1	ロタ/アデノ
	伏見区	(小学校)	1	患者便	7	7	ノロ(G I )
	北区	(保育園)	1	患者便	3	3	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	山科区	(小学校)	1	患者便	6	6	/ロ(G I )
6	下京区 -	(小学校)	1	患者便	5	2	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
O		(高等学校)	1	患者便	4	4	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	伏見区	(保育園)	1	患者便	4	2	ノロ(G I )
	八元区	(休月園)	1	忠有民	4	1	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	北区	(保育園)	1	患者便	4	3	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	上京区	(保育園)	1	患者便	3	3	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	左京区	(保育園)	2	患者便	6	4	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
12	山科区	(高齢者)	1	患者便	4	3	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
12	右京区	(高齢者)	1	患者便	3	3	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	西京区 -	(高齢者)	1	患者便	3	2	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	四尔区	(その他)	1	患者便	5	5	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
	伏見区	(高齢者)	1	患者便	2	2	ノロ(GⅡ)
	北区	(高齢者)	1	患者便	2	2	/ロ(G I )
1	南区	(保育園)	1	患者便	5	5	ノロ(GⅡ)
	伏見区	(保育園)	1	患者便	3	3	ノロ(GⅡ)
	北区	(高齢者)	1	患者便	4	4	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
2	右京区	(保育園)	1	患者便	2	2	ノロ(GⅡ)
	伏見区	(保育園)	1	患者便	1	0	_
	左京区	(高齢者)	1	患者便	3	3	ノロ(G <b>Ⅱ</b> )
3	南区	(保育園)	1	患者便	4	4	ノロ(GⅡ)
3	右京区	(保育園)	1	患者便	5	5	/ロ(G I )
	西京区	(小学校)	1	患者便	8	8	ノロ(GⅡ)
合計		-	35		161	120	

表2-4-5 HIV抗体検査取扱件数

	計	平成29年	i								平成30年	i	
	PΙ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男性	1,239	75	90	94	111	113	111	103	127	98	109	96	112
女性	633	42	52	46	40	50	64	54	60	54	55	51	65
不明	1							1					
計	1,873	117	142	140	151	163	175	158	187	152	164	147	177

表2-4-6 梅毒抗体検査取扱件数

検査項目	計	平成29年	F								平成30年	F	
快旦快日	PΙ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
TPPA法	3,248	213	227	271	265	286	282	285	303	253	292	264	307
RPR法	76	4	6	7	10	9	4	7	3	3	4	10	9
計	3,324	217	233	278	275	295	286	292	306	256	296	274	316

表2-4-7 VNTR検査取扱件数

	計	平成29年								3	平成30年	Ē.	
	日日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検体数	147	16	1	1	14	12	18	17	16	12	14	16	10

### 5 衛生動物に関する検査、相談処理及び調査鑑別「微生物部門]

#### (1) 年間取扱件数

平成 29 年度の衛生動物検査及び衛生相談の件数は、表 2-5-1 のとおりである。また、衛生動物に関する調査研究のために鑑別した個体数は、表 2-5-2 のとおりである。

# (2) 衛生動物検査及び衛生相談

#### ア目的

市民, 医療衛生センターからの依頼に基づき, 衛生動物などの検査(鑑別)を行っている。その検査結果に基づき, 衛生上の害についての啓発や駆除方法などの指導を行っている。

# イ 結果

衛生動物などの検査依頼の総数は68件であった。そのうち、クモ類14件、ダニ類3件であった。

昆虫類に関するものは 46 件で、ハチ目が 25 件(その内アリ科 24 件)で最も多く、次いで甲虫目が 6 件、チョウ目(蛾)が 5 件であった。ヒアリ報道の影響でアリとアリグモの鑑別が多かった。

衛生相談の総数は、52件であった。内容は、多岐にわたるが、ヒアリに関するものが多かった。

#### (3) 調査鑑別

# ア目的

感染症を媒介する昆虫等について、生息状況及び季節消長を調査し、感染症患者発生や被害拡大の防止に役立てる とともに、市民啓発に資する。

#### イ 結果

蚊の調査では、人がおとりになって刺しに来る蚊を採集する方法(人おとり法)で行い、採集された蚊の季節消長を調査した。マダニ類調査は、フランネル布を用いた旗ずり法により市内の生息状況を調査した(表 2-5-2)。

平成30年 平成29年 計 8月 9月 7月 11月 6 衛生動物検査 68 9 18 13 8 4 1 Λ 衛生相談 52 10 4 6 5 5 3 計 120 11 10 15 23 18 16 6 10 3 2 4

表2-5-1 衛生動物検査及び衛生相談の件数

表2-5-2 衛生動物調査鑑別個体数

項目	個体数
人おとり法による蚊成虫調査	1,125
旗ずり法によるマダニ生息調査	1,322
計	2,447

- 6 食肉衛生に関する試験検査 [食肉検査部門]
- (1) 年間取扱件数

平成29年度の食肉衛生に関する試験検査の取扱件数は、表2-6-1のとおりである。

(2) 一般獣畜のと畜検査

#### ア目的

食用に供する目的でと畜場で解体される一般獣畜(牛,馬,豚,めん羊及び山羊)全頭について、と畜検査員による生体検査、解体前検査、解体後検査及び精密検査を行い、と畜場法で規定された疾病の有無や食品衛生法に基づく 残留物質の検査をして、食用適否を判定し、食用不適の場合は、廃棄措置(全部又は一部)を行い、食肉の安全確保 を図っている。

# イ 方法

(7) 生体検査

獣畜の栄養状態,歩様,可視粘膜,天然孔,体表などについて望診,触診などを行い,全身及び局所の異常や疾病の発見に努め,とさつ適否の判定を行う。

(4) 解体前検査

生体検査で異常がなければ、獣畜をとさつ、放血するが、その際に、血液性状を観察し、解体適否の判定を行う。

- (ウ) 解体後検査(頭部,内臓,枝肉検査)
  - a 解体されたと体の頭部,胸腔臓器,腹腔臓器及び枝肉について,望診及び触診並びに刀を用いて臓器や筋肉な どを切開し,病変の有無について検査を実施している。病変を認めた場合は,病変の種類及び程度によってと体 の一部又は全部廃棄の措置を行っている。
  - b と室での胃腸検査は、内容物による他臓器への汚染を防止するために、必要な場合を除いて切開を行わず、望 診、触診により検査をし、副生物処理場で内容物を取り除いた後、粘膜面の検査を行っている。
  - c 枝肉については、と室での検査が不可能な部位及び他のと畜場で解体、搬入された枝肉の異常の有無を検査するため、せり売り前に再度検査を行っている。

#### ウ結果

- (7) 平成 29 年度のと畜検査頭数は、総数 29,782 頭であった。牛の 9,196 頭のうち、肉牛が 99.4%を占めた。豚は 20,586 頭であった (表 2-6-1)。
- (4) と畜検査の結果廃棄処分した件数は、と体全部廃棄が 61 頭、一部廃棄は、廃棄実頭数で 22,283 頭であった(表 2-6-2)。
- (ウ) 廃棄処分の理由は、全部廃棄では牛で牛白血病及び高度の黄疸、豚で豚丹毒が主なものであった(表 2-6-3)。 疾病の廃棄率は、牛では筋・骨格疾患が 27.4%と最も高く、次いで肝臓疾患が 25.5%であった。また、豚では肺臓疾患が 78.6%と最も高く、次いで肝臓疾患が 15.6%であった(表 2-6-4~表 2-6-5)。
- (エ) 牛枝肉のせり売り前の再検査で発見された異常は613件であった。その主なものは、筋肉炎、血液浸潤及び水腫であった(表 2-6-6)。
- (3) 病・切迫獣畜のと畜検査

# ア目的

と畜場には、と畜場法の規定によりと畜場外でとさつされた獣畜及び既に何らかの疾病にり患した獣畜が、食用を目的として搬入される。これらは、病畜と室において解体前・後検査を行い、食用の適否を判定している。

# イ 方法

解体後の検査方法は、一般獣畜の場合と同様であるが、切迫と畜では解体前にとさつ理由の適合の確認、特に炭疽などの法定伝染病との類症鑑別が必要で、細菌確認のための血液検査を中心に、外観検査として眼瞼、鼻腔及び口腔の開検、死後硬直の確認、肛門、生殖器の望診、触診を行っている。伝染病が疑われる場合は、解体作業を中止させて精密検査を実施している。

#### ウ結果

本年度の病・切迫畜頭数は50頭で、すべて牛であった。(表2-6-1)。

# (4) 精密検査

# ア目的

と体の検査は、視診、触診、切開による肉眼検査を主体として行っているが、疾病の類症鑑別、伝染病の判定などが困難な時及び抗菌性物質の残留が疑われる時などは、必要に応じて合否を保留し、細菌検査、病理検査及び理化学検査などの精密検査を実施し、食用の適否を判定している。

また、と畜場及び関連施設の衛生指導のための細菌検査並びに医療衛生センターなどからの依頼による食品(食鳥、 魚類などを含む)の異常について精密検査を行っている。

# イ 方法

(7) 細菌検査

顕微鏡検査、細菌培養及び血清学的検査などにより、起因菌を確認する。

(4) 病理検査

組織標本を作製し、各種染色方法で組織所見を観察して診断をする。

(ウ) 理化学検査

生化学検査,血液検査等による診断をする。また,バイオアッセイ法により残留抗菌性物質のスクリーニングを 行う。

(エ) BSE スクリーニング検査

平成13年10月18日から、ELISA(Enzyme-Linked Immunosorbent Assay)法により、搬入されるすべての牛に対して、BSE(牛海綿状脳症)感染の有無を調べていたが、厚生労働省による国内対策の段階的見直しにより、平成29年4月1日からは、健康牛におけるBSE検査が廃止され、24箇月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについてのみBSE検査を継続して実施している。

(オ) その他

必要に応じて, 寄生虫検査などを行う。

#### ウ結果

- (7) 合否措置を保留した獣畜は 128 頭,総と畜検査頭数の 0.43%で、合否保留の理由は、牛では抗菌性物質残留、牛 白血病、高度の黄疸、敗血症及び尿毒症の疑い、豚では豚丹毒、敗血症及び尿毒症の疑いなどであった (表 2-6-7)。
- (4) 合否保留後全部廃棄した獣畜は 59 頭で、その理由は、牛では牛白血病及び高度の黄疸など、豚では豚丹毒及び 尿毒症などであった (表 2-6-7)。
- (ウ) と畜検査において、獣畜の合否判定や病名判定のために精密検査を行った検査頭数は9,557頭であり、検体件数は10,280件、検査項目数は12,977件(BSEスクリーニング検査及び放射性セシウム検査を含む。)であった。(表2-6-8)。

また,調査研究として 167 検体,検査項目数で 259 件,牛白血病の感染率調査として 138 検体,検査項目数で 276 件実施した(表 2-6-9)。

表2-6-1 食肉衛生に関する試験検査の取扱件数(と畜検査頭数)

畜種	件数	平成29	年								平成30	年	
亩俚	什奴	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛 肉牛	9,139	897	658	593	912	703	737	837	799	1,083	638	545	737
	(50)	(5)	(2)	(5)	(6)	(5)	(4)	(7)	(3)	(7)	(3)	(2)	(1)
乳牛	57	7	2	4	8	10	7	2	7	4	0	5	1
	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	(0)	(0)	(0)
計	9,196	904	660	597	920	713	744	839	806	1,087	638	550	738
	(50)	(5)	(2)	(5)	(6)	(5)	(4)	(7)	(3)	(7)	(3)	(2)	(1)
子牛	0												
	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
馬	0												
豚	20,586	1,775	1,763	1,822	1,775	1,700	1,603	1,788	1,781	1,650	1,597	1,572	1,760
	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
めん羊	0												
山羊	0												
計	29,782	2,679	2,423	2,419	2,695	2,413	2,347	2,627	2,587	2,737	2,235	2,122	2,498
μΙ	(50)	(5)	(2)	(5)	(6)	(5)	(4)	(7)	(3)	(7)	(3)	(2)	(1)

下段()内の数字は病切迫畜の件数(再掲)

表2-6-2 畜種別と畜処分件数(処分実頭数)

畜種	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛		12	6,183
子牛			
馬			
豚		49	16,100
めん羊			
山羊			
合計	0	61	22,283

表2-6-3 病名別全部廃棄頭数

牛		豚
疾病名	頭数	疾病名  頭数
牛白血病	7	豚丹毒 35
尿毒症	1	敗血症 3
敗血症	1	全身性腫瘍 1
高度の黄疸	3	尿毒症 8
		高度の黄疸 1
		膿毒症 1
計	12	計 49

表2-6-4 牛 部位別主要疾病廃棄件数

	発生頭数	と畜頭数に占める割合(%)
総頭数	9,196	
心臟疾患	53	0.6
心外膜炎	34	0.4
脾臟疾患	47	0.5
肺臓疾患	1,853	20.2
肺胸膜炎	768	8.4
肺炎	560	6.1
吸入肺	344	3.7
肺膿瘍	41	0.4
横隔膜疾患	677	7.4
横隔膜膿瘍	285	3.1
横隔膜水腫	166	1.8
横隔膜筋炎	115	1.3
横隔膜炎	113	1.2
横隔膜出血(スポット)	31	0.3
肝臓疾患	2,347	25.5
富脈斑肝	682	7.4
肝包膜炎	501	5.4
肝膿瘍	384	4.2
鋸屑肝	293	3.2
胆管炎	129	1.4
肝小葉間静脈炎	103	1.1
褪色肝	83	0.9
肝炎	57	0.6
好酸球性巢状性肝炎	49	0.5
胃疾患	722	7.9
胃炎	411	4.5
胃膿瘍	183	2.0
創傷性胃炎	83	0.9
腸疾患	980	10.7
腸炎	732	8.0
腸黒色症	131	1.4
消化器脂肪壊死	108	1.2
腎臟疾患	969	10.5
腎炎	490	5.3
腎周囲脂肪壊死	137	1.5
腎結石	27	0.3
膀胱疾患	206	2.2
膀胱炎	117	1.3
膀胱結石	86	0.9
	125	1.4
子宮内膜炎	112	1.2
乳房疾患	58	0.6
頭部疾患	89	1.0
筋•骨格疾患	2,518	27.4
血液浸潤	1,798	19.6
膠様浸潤	401	4.4
筋肉炎	309	3.4
血腫	268	2.9
筋肉膿瘍	57	0.6
胸膜炎	18	0.2
胸膜炎 骨折	18	0.2
וז יין	10	0.1

表2-6-5 豚 部位別主要疾病廃棄件数

-	発生頭数	と畜頭数に占める割合(%)
総頭数	20,586	
心臓疾患	861	4.2
心外膜炎	842	4.1
肺臟疾患	16,174	78.6
肺炎(MPS)	8,564	41.6
胸膜炎	3,876	18.8
肺炎(APP)	2,736	13.3
肺膿瘍	834	4.1
肝臓疾患	3,212	15.6
白斑肝	1,557	7.6
肝線維症	878	4.3
肝包膜炎	382	1.9
肝炎	164	0.8
褪色肝	100	0.5
肝うっ血	86	0.4
腸疾患	540	2.6
腸炎	358	1.7
非定型抗酸菌症	196	1.0
腎臟疾患	959	4.7
のう胞腎	558	2.7
腎炎	230	1.1
筋·骨格疾患	2,120	10.3
血液浸潤	758	3.7
筋肉膿瘍	410	2.0
筋肉炎	228	1.1
胸膜炎	217	1.1
関節炎	50	0.2
骨折	77	0.4
血腫	38	0.2

表2-6-6 牛枝肉せり売り前再検査による異常疾病発見件数

疾病名	件数
筋肉炎	357
血液浸潤	140
水腫	32
スポット	13
その他	71
計	613

表2-6-7 保留理由別頭数及び保留後全部廃棄頭数

/D 577 TH -H-	総	計	牛(子牛	:を含む)	豚	
保留理由	保留頭数	廃棄頭数	保留頭数	廃棄頭数	保留頭数	廃棄頭数
抗菌性物質残留	45	0	45	0	0	0
豚丹毒	49	35	0	0	49	35
敗血症	11	4	1	1	10	3
牛白血病	8	7	8	7	0	0
尿毒症	8	8	1	1	7	7
全身性腫瘍	2	1	0	0	2	1
高度の水腫	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症	1	0	0	0	1	0
高度の黄疸	4	4	3	3	1	1
計	128	59	58	12	70	47

表2-6-8 と畜検査における精密検査実施状況

	1	<b>倹査目的</b>	検査頭数	検体件数	検査項目数	検査項目 細菌検査	病理検査	理化学検査	血液検査	抗菌性物質	P C R	免疫生化学検査	その他
		BSEスクリーニング検査 抗菌性物質残留	8 58	8 232	9 928					928		9	
			8	108	354		145	154	31	920	16	8	
	牛	敗血症	4	11	20	20	110	101	01		10	J	
		黄疸	3	9	29		3	26					
		尿毒症	1	1	20			20					
		抗菌性物質残留	70	272	1,088					1,088			
と畜検査		豚丹毒	51	147	195	153					42		
台検		敗血症	9	54	66	53	1				12		
查	豚	豚抗酸菌症	1	17	22	8	14						
	加水	尿毒症	8	34	37		11	25					1
		サルモネラ症	1	7	7	5	2						
		黄疸	1	5	7		4	3					
		腫瘍(白血病を除く)	1	9	19		19						
	その	他(病名判定を含む)	137	170	957	11	77	808	61				
	放	射性セシウム検査	9,196	9,196	9,219								9,219
	合計		9,557	10,280	12,977	250	276	1,036	92	2,016	70	17	9,220

表2-6-9 調査研究及びその他精密検査実施状況

				検査項	目						
	検査目的	検 査 件 数	検査項目数	細菌検査	病理検査	理化学検査	血液検査	抗菌性物質	P C R	免疫生化学検査	その他
-	牛枝肉のGFAP残留調査	80	80							80	
	牛枝肉の細菌汚染調査	46	92	92							
調	豚枝肉の細菌汚染調査	40	80	80							
杳	豚の高度の黄疸	1	7		4	3					
研究											
	小計	167	259	172	4	3	0	0	0	80	0
そ	牛白血病の感染率調査	138	276						138	138	
(J)											
他	小計	138	276	0	0	0	0	0	138	138	0
	計	305	535	172	4	3	0	0	138	218	0

# 7 環境に関する試験検査 [環境部門, 微生物部門]

(1) 年間取扱件数

平成29年度の環境に関する試験検査の取扱件数及び検査項目数は、表2-7-1のとおりである。

(2) 大気汚染に関する試験検査

広域的な環境汚染が問題となっている酸性雨の調査,市街地で悪臭苦情が発生している事業場の悪臭物質測定,有害物質の測定など,主として環境政策局環境企画部からの依頼により各種調査・測定を行っている。これらの状況は以下のとおりである。

なお、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る大気汚染状況の常時監視については、次項「(3) 大気汚染状況の常時監視」に記載する。

# ア 降下ばいじんの測定

(7) 目的

大気中の粒子物質のうち、自己の重量あるいは雨水によって降下するばい煙・粉じんなどを大気汚染の指標(降下ばいじん)として測定する。

(4) 方法

当研究所屋上において,デポジットゲージ法により,毎月の降雨貯水量,溶解性成分量,不溶解性成分量及びばいじん総量を測定する。

(ウ) 結果

経年変化は表 2-7-2 のとおりで、平成 29 年度も本市環境保全基準(降下ばいじん総量 5 トン/km²・月)を下回っていた。

# イ 悪臭物質の測定

(ア) 目的

悪臭防止法に基づく規制基準の遵守状況を把握し、行政指導を行う資料とするため、発生源周辺の測定を実施する。

(4) 方法

悪臭防止法施行規則に定める方法により、特定悪臭物質を測定する。

(ウ) 結果

延べ9工場・事業場について測定した。敷地境界における濃度分布は、表2-7-3のとおりである。

- ウ 酸性雨調査(湿性沈着モニタリング)
  - (7) 目的

酸性雨は広域的な環境問題の一つとして周知されており、降水の酸性化の状況を長期的に把握するために、昭和58年度から調査を継続している。

- (4) 方法
  - a 当研究所の屋上において、自動降水捕集装置により7日間ごとに降雨を採取する。
  - b 「湿性沈着モニタリング(第2版)」(環境省地球環境局環境保全対策課・酸性雨研究センター)に準拠し、pH 及び誘電率を測定する。
- (ウ) 結果

降水のpH値の経年変化は、表2-7-4のとおりである。

# エ アスベストの測定

(7) 目的

アスベスト(石綿)は、建築材料をはじめ各種の用途に広く使われていたが、アスベストの粉じんは肺がんなどを起こす有害性が指摘されているため、大気中の濃度を把握する。

(4) 方法

「アスベストモニタリングマニュアル第4.0版」(環境省)の試験法によって測定する。

#### (ウ) 結果

2 地点において 2 箇所ずつ 3 日間,合計 12 試料を測定した。経年変化は表 2-7-5 のとおりである。

# オ 京都府環境を守り育てる条例に基づく大気中有害物質調査

(7) 目的

同条例でばい煙に係る有害物質として規制している物質を,工場等の排出口及び敷地境界において調査し,行政 指導を行う資料とする。

(4) 方法

京都府環境を守り育てる条例施行規則で示された方法に準拠して測定する。

(ウ) 結果

トルエン,キシレン,メチルエチルケトン,テトラクロロエチレンについて,5 工場の排出口5箇所及び敷地境界10箇所において調査した結果,いずれも条例の規制基準に適合していた。

#### カ 有害大気汚染物質モニタリング

(7) 目的

大気汚染防止法に基づき,有害大気汚染物質の状況を把握するため,一般環境測定地点1地点,固定発生源周辺1地点及び沿道2地点において,優先取組物質21物質のモニタリングを実施している。同時に,キシレン及びフロン類(フロン11,フロン12,フロン113)も測定している。

(4) 方法

試料は月1回24時間採取し、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境省)に準拠して測定する。 キシレン及びフロン類は減圧したキャニスターで採取した後ガスクロマトグラフ質量分析装置で分析する。

(ウ) 結果

環境基準が設定されているジクロロメタン,テトラクロロエチレン,トリクロロエチレン及びベンゼンについて,すべての測定地点で同基準を達成していた(表 2-7-6)。

キ 化学物質環境実態調査(環境省委託)

特定の化学物質(1-ニトロピレン,トルイジン類(o-トルイジン,p-トルイジン,m-トルイジン),メタクリル酸)の一般大気環境中の残留状況等を把握するために、当研究所別館の屋上にて大気試料を採取した。

ク 大岩街道周辺地域環境整備事業に関連する調査

降下ばいじん(4回), 悪臭物質(5地点2項目), アスベスト(2箇所3日間), 有害大気汚染物質(12項目)の測定を行った。

#### (3) 大気汚染状況の常時監視

ア目的

市内の大気汚染状況を継続して監視し、市民の健康又は生活環境に係る被害が発生するおそれのある状況に迅速に 対処する。

#### イ 方法

(7) 通常監視

市内に自動測定局を配置し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM2.5 及び光化学オキシダント等の大気汚染物質の連続測定を行っている。測定データは「京都市環境情報処理システム(第3の3参照)」によって衛生環境研究所に集約し、集中監視している。

測定局の種別は、大気常時監視測定局 14 局 (一般環境大気測定局 9 局,自動車排出ガス測定局 5 局),気象測定局 (2 局),移動測定局 (1 局)であり、配置状況は図 2-7-1、各測定局の自動測定機整備状況は表 2-7-7 のとおりである。

# (4) 光化学スモッグの監視

5月1日から9月30日までの光化学反応による大気汚染緊急時対策実施期間中,休日を含めて監視体制をとっている。

光化学スモッグ注意報発令などの緊急時の周知は、インターネットFAXサービスによるファクシミリー斉送信により行っている。ファクシミリの登録送信先は、市役所関連部局、保育所、幼稚園、学校、福祉施設等、約1,800 箇所である。

(ウ) 測定局などの維持管理

年間を通じて自動測定機、測定局舎の保守及び維持管理を行っている。

(エ) 移動測定局による測定

平成25年3月から移動大岩測定局を設置し、大岩街道周辺地域環境整備事業による影響の調査を実施している。

#### ウ結果

大気常時監視測定取りまとめ結果は、表 2-7-8 のとおりである。なお、平成 29 年度は京都府内に光化学スモッグ注意報が発令されなかった(表 2-7-9)。

(4) 水質汚濁などに関する理化学検査

#### ア目的

環境政策局依頼の各種水質,底質,土壌並びに工場・事業場等の排水などの検査を実施した。 目的別取扱件数及び測定項目は、表 2-7-10 のとおりである。

#### イ 方法

工場排水試験法,底質調査方法など,環境基準その他の基準などに試験法の定めがあるものについては,それに従っている。

# ウ結果

(7) 工場・事業場監視のための排水検査

水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、工場・事業場排水について排水検査を実施した。 平成29年度の件数(検体数)は、31件であった。

(4) ゴルフ場排水などの農薬調査

市内3ゴルフ場で使用される農薬の流出実態を把握するため、排水口等5箇所の水について、各ゴルフ場の農薬 使用状況を基に選定された農薬の調査を実施した。平成29年度は、7月と11月にそれぞれ1回ずつ、表2-7-11に 示す農薬(78項目)の分析を行った。

(ウ) 浄化槽放流水調査のための水質分析

処理対象人員が50人以下の単独処理浄化槽及び200人以下の合併処理浄化槽放流水について,京都市浄化槽取扱 指導要綱に基づき,生活環境項目と塩化物イオンの分析を行った。

平成29年度の件数(検体数)は、73件であった。

(エ) 河川事故等に係る水質検査

魚へい死,油膜,色水,泡水苦情などの河川事故・苦情に対し,平成29年度は3件延べ27項目の水質試験を実施した。

- (オ) 河川水質環境ホルモン調査
  - a 市内河川における環境ホルモン (外因性内分泌かく乱物質) による汚染状況を把握するため、平成 10 年度から 市の独自調査 (当初はビスフェノールA、ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール及びフタル酸ジ-2-エチル ヘキシルの 4 項目、4 地点)を開始、平成 14 年度以降、調査項目・地点数を 9 項目・11 地点に増やして行ってき たが、平成 21 年度以降は、国の最新の研究結果をもとに調査項目を見直し、ビスフェノールA、ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール及び o, p'-DDTの 4 項目 11 地点で行ってきた。
  - b 平成29年度は、ビスフェノールA、4-t-オクチルフェノール及びo,p'-DDTの3項目について、7河川(鴨川,西高瀬川,高野川,天神川,有栖川,小畑川及び山科川)11地点、ノニルフェノールについては、2河川(山科川,西高瀬川)2地点で11月に水質分析を実施した。各物質の測定結果は、すべて全国調査の検出値の範囲内であった。
- (カ) 岡田山撤去構想に係る河川水質,河川底質及び地下水事前調査 撤去構想のため,4月から3月にかけて河川水,河川底質及び地下水の調査を行った。(表2-7-10)

#### (キ) 地下水保全対策のための調査

- a 継続監視調査の水質分析を地点で7月及び12月に実施した(通年では各地点2回)。
- b 地下水概況調査の水質分析を10月に12地点で実施した。
- c 汚染土壌による地下水周辺調査の水質分析を2月に実施した。
- (ク) 酸性雨調査(陸水モニタリング)
  - a 右京区鳴滝地区の「沢の池」において、平成3年度から酸性雨の影響把握のため、独自調査として水質調査を 行ってきた。
  - b 平成11年度から環境省の「酸性雨による陸水影響調査」の対象池沼に選定され、平成15年度から毎年環境省委 託調査を実施、平成29年度は、「沢の池」で年4回水質調査を実施し、結果を環境省へ報告した。
- (ケ) 河川底質調査のための底質分析

平成 14 年度から市内 7 河川 11 地点を対象に 2 箇年で一巡するよう調査を行ってきた。平成 29 年度は,6 月に有栖川 (梅津新橋),天神川 (西京極橋),小畑川 (京都市長岡京市境界地点),山科川 (新六地蔵橋),西高瀬川 (天神橋)の底質について、PCB、総水銀、鉛、カドミウム、亜鉛、総クロム及び六価クロムの分析を行った。

(3) 汚染土壌処理業行政検査

土壌汚染対策法改正に伴い,新たに市内で許可を受けた汚染土壌処理業者(1業者)の処理済み土壌 4 検体について,7月,1月に,溶出試験(26項目)及び含有試験(9項目)を行った。

(サ) 研究所排水検査

本研究所本所の事業場排水と、同生活衛生部門第一検査室の事業場排水の検査を実施した。

(ジ) 化学物質環境実態調査 (環境省委託エコ調査)

環境省から委託を受けて、毎年、桂川宮前橋において、水質 (1 検体) 及び底質 (3 検体) の試料採取及び一般的 状況測定を行っている調査である。

平成 29 年度は,経年的な環境中の残留実態を把握するモニタリング調査(水質 11 項目,底質 13 項目),「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」における特定化学物質及び監視化学物質,環境リスク初期評価を実施すべき物質の詳細環境調査(水質 2 物質)の試料採取と,その一般的状況測定を 11 月に行い,結果を環境省へ報告した。

(5) 騒音・振動に関する試験検査

各種の測定機器の維持管理を行い、測定データの精度及び信頼性を確保するとともに、騒音・振動等の公害調査を目的とした行政部局等への貸出しに備えている。また、必要に応じて測定機器の性能試験を行っている。

(6) 水質汚濁などに関する細菌検査

ア目的

環境政策局からの依頼により、水質汚濁防止対策等の一環として、大腸菌群の検査を実施した。

イ 方法

工場事業場等排水及び浄化槽放流水については下水道法施行令に定めたデソキシコール酸塩培地法で行った。河川水の検査は水質汚濁に係る環境基準の告示法である BGLB 法で行った。

# ウ 結果

(ア) 工場事業場等排水の検査

平成29年度の取扱件数は表2-7-1のとおりである。

水質汚染防止法に基づく排水基準(大腸菌群数 許容限度 日平均 3,000 個/cm³以下)を超えた検体数は表 2-7-12 のとおりである。

(4) 浄化槽放流水の検査

平成29年度の取扱件数は表2-7-1のとおりである。

浄化槽の汚濁処理性能に関する技術的基準(大腸菌群数 3,000 個/cm $^3$ 以下)を超えた検体数は表 2-7-12 のとおりである。

(ウ) 河川水の検査

平成29年度の河川水の取扱件数は表2-7-1のとおりである。

表2-7-1 環境に関する試験検査など取扱件数

		総	数	平成29	年								平成30	年	
		件数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	降下ばいじん	20	60	1	3	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1
	悪 臭 物 質	32	283			9	3			12	3				5
	酸性雨	52	104	4	5	4	5	4	4	5	4	4	5	4	4
大気	アスベスト	12	12							12					
	重油中硫黄分														
	工場ばい煙など	15	30					9	6						
	有害大気汚染物質	49	613	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4
	そ の 他	3	3								3				
	小 計	183	1,105	9	12	18	13	21	15	34	17	9	10	11	14
	工場事業場排水	31	758	4	3	11		5	1	4	3				
	ゴルフ場排水	10	217				5				5				
	浄 化 槽 放 流 水	73	305	8	7	8	8	8	8	9	9	8			
水質	河 川 水	20	333					3			12		3	2	
(理化学検査)	地下水	87	1,443				36			12		32	4	3	
	河川底質・土壌	19	230			5	4	3			3		4		
	池沼水および底質	48	812		12			12			12		12		
	衛 環 研 排 水	15	210	1	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1
	その他(河川事故検体)	3	27	2			1								
	精 度 管 理	9	62	1			5			3					
	依 頼 検 査	0	0												
水質	工場事業場排水	19	19		1	6			5	4	3				
(細菌検査)	净化槽放流水	73	73	8	7	8	8	8	8	9	9	8			
	河 川 水	8	8					3						3	2
	小計	415	4,497	24	32	39	68	43	24	42	57	49	25	9	3
騒音	低 周 波 音														
振動	苦情処理														
	測定機器などの保守														
	小 計 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ΤĘ	598	5,602	33	44	57	81	64	39	76	74	58	35	20	17

注) 窒素酸化物, 浮遊粒子状物質等に係る大気汚染常時監視の件数は含まない。

表2-7-2 降下ばいじん量の経年変化(年平均)

	注)測定	場所は	衛生環	境研究	所屋上								単位:トン	//(km <sup>2</sup>	·月)
年度	平成														
<b>平</b> 及	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
総量	3.1	2.4	1.8	1.8	2.1	1.6	2.1	1.7	1.6	1.1	1.4	2.2	1.7	1.3	1.6
溶解性成分量	2.0	1.4	1.0	1.1	1.0	0.7	1.3	0.9	0.9	0.7	0.8	1.3	1.0	0.7	0.9
不溶解性成分量	1.1	1.0	0.8	0.7	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.4	0.6	0.9	0.7	0.6	0.7
年度	平成														
十尺	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	

年度	平成													
一	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総量	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5	1.3	1.2	1.4	1.6	欠測	1.0	1.1	1.3
溶解性成分量	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7	欠測	0.5	0.5	0.7
不溶解性成分量	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	欠測	0.5	0.6	0.7

表2-7-3 悪臭測定結果濃度分布表

物質名	敷地 境界 基準 (ppm)	基超 地点 数	基準 以地 数	延地点数	10~ 1.1 (ppm)	1~ 0.51 (ppm)	0.5~ 0.11 (ppm)	0.1~ 0.051 (ppm)	0.05 ~ 0.011 (ppm)	0.010 ~ 0.0051 (ppm)	0.005 ~ 0.0011 (ppm)	0.0010 ~ 検出限 界 (ppm)	検出 限界 未満	検出限界値 (ppm) 参考
アンモニア	1	0	18	18				1	1				16	0.05
メチルメルカプタン	0.002	0	12	12									12	0.0002
硫化水素	0.02	1	11	12				1			1		10	0.002
硫化メチル	0.01	0	12	12									12	0.0008
二硫化メチル	0.009	0	12	12									12	0.0009
トリメチルアミン	0.005	0	3	3									3	0.0005
アセトアルデヒド	0.05	0	18	18							10	7	1	0.0005
プロピオンアルデヒド	0.05	0	18	18									18	0.0005
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0	18	18									18	0.0005
イソブチルアルデヒド	0.02	0	18	18									18	0.0005
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0	18	18									18	0.0005
イソバレルアルデヒド	0.003	0	18	18									18	0.0005
イソブタノール	0.9	0	15	15									15	0.05
酢酸エチル	3	0	15	15			1	1					13	0.05
メチルイソブチルケトン	1	0	15	15									15	0.05
トルエン	10	0	15	15									15	0.05
スチレン	0.4	0	15	15									15	0.05
キシレン	1	0	15	15									15	0.05
プロピオン酸	0.03	0	3	3									3	0.001
ノルマル酪酸	0.001	0	3	3									3	0.0002
ノルマル吉草酸	0.0009	0	3	3									3	0.0002
イソ吉草酸	0.001	0	3	3									3	0.0002

表2-7-4 降水のpH値の経年変化

# 注) 測定場所は衛生環境研究所屋上

14 15
4.6 4.7
6.3 6.9
3.7 3.8
29
5.0
6.2
4.3

# 表2-7-5 大気中アスベスト濃度の経年変化

							単位	:f(繊維数)/L
測定場所	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
市役所局	$1.38$ $(0.98 \sim 1.62)$	$0.83$ $(0.60 \sim 1.15)$	$0.73$ $(0.55 \sim 1.11)$	$0.28$ $(0.17 \sim 0.43)$	$0.62$ $(0.38 \sim 0.98)$	$0.23$ $(0.09 \sim 0.47)$	$0.37$ $(0.15 \sim 0.51)$	$0.48$ $(0.36 \sim 0.63)$
壬生局	$ \begin{array}{c} 1.22 \\ (0.72 \sim 1.91) \end{array} $	$0.76$ $(0.17 \sim 1.49)$	$0.54$ $(0.43 \sim 0.64)$	$0.24$ $(0.09 \sim 0.77)$	$0.39$ $(0.21 \sim 0.85)$	$0.27$ $(0.17 \sim 0.43)$	$0.45$ $(0.26 \sim 0.68)$	$0.30$ $(0.12 \sim 0.71)$
測定場所	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
市役所局	$0.30$ $(0.19 \sim 0.56)$	$0.28$ $(0.20 \sim 0.40)$	$0.06$ $(0.00 \sim 0.09)$	$0.38$ $(0.22 \sim 0.52)$	$0.42$ $(0.33 \sim 0.54)$	$0.35$ $(0.30 \sim 0.49)$	$0.48$ $(0.23 \sim 0.73)$	$0.68$ $(0.61 \sim 0.74)$
壬生局	$0.22$ $(0.15 \sim 0.30)$	$0.42$ $(0.20 \sim 0.43)$	$0.06$ $(0.00 \sim 0.13)$	$0.14$ $(0.08 \sim 0.32)$	$0.40$ $(0.28 \sim 0.52)$	$0.35$ $(0.18 \sim 0.59)$	$0.77$ $(0.55 \sim 1.0)$	$0.87$ $(0.51 \sim 1.3)$
	-							
測定場所	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※	23年度※	24年度※
市役所局	$0.53$ $(0.44 \sim 0.89)$	$0.35$ $(0.24 \sim 0.55)$	$0.23$ $(0.17 \sim 0.39)$	$0.13$ $(0.057 \sim 0.22)$	$0.071 \\ (0.057 \sim 0.11)$	$0.22$ $(0.11 \sim 0.45)$	$0.23$ $(0.11 \sim 0.68)$	$0.25$ $(0.06 \sim 0.68)$
壬生局	$0.61$ $(0.32 \sim 0.74)$	$0.41$ $(0.31 \sim 0.49)$	$0.26$ $(0.17 \sim 0.39)$	$0.079$ $(0.057 \sim 0.22)$	$0.076$ $(0.057 \sim 0.17)$	$0.23$ $(0.11 \sim 0.39)$	$0.25$ $(0.11 \sim 0.45)$	$0.18$ $(0.056 \sim 0.51)$
-								
測定場所	平成25年度※	26年度※	27年度※	28年度※	29年度※			
市役所局	$0.20$ $(0.054 \sim 0.56)$	$0.10$ $(0.056 \sim 0.39)$	$0.15$ $(0.056 \sim 0.39)$	欠測	欠測		平均 下段:濃 は総繊維数濃	~ • · · - · ·
壬生局	$0.29$ $(0.11 \sim 0.51)$	$0.11$ $(0.056 \sim 0.22)$	$0.12$ $(0.056 \sim 0.34)$	$0.24$ $(0.11 \sim 0.51)$	$0.19$ $(0.11 \sim 0.42)$			

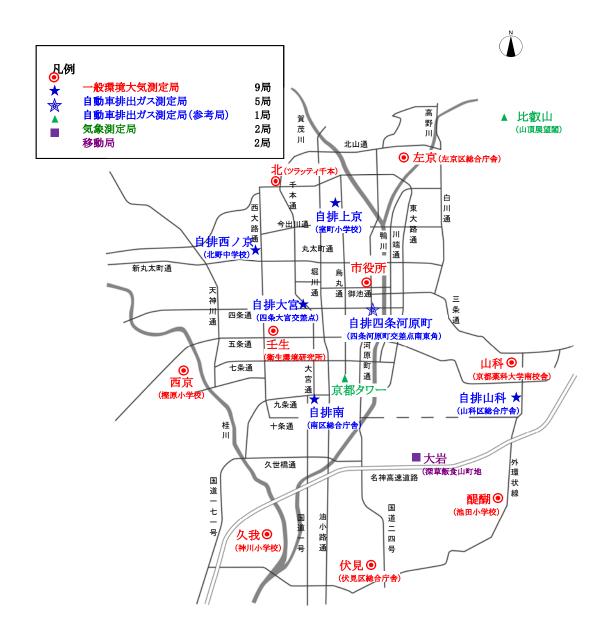
表2-7-6 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

(単位: μ g/m³)

	北区総合庁舎 (一般環境)	南部まち美化事務所 (固定発生源周辺)	自排大宮局 (沿道)	自排山科局 (沿道)	環境基準
アクリロニトリル	0.0029 (0.00035~0.018)	$0.0050$ $(0.00035\sim0.043)$	-	-	-
塩化ビニルモノマー	$0.015$ $(0.0014 \sim 0.062)$	$0.013$ $(0.0014 \sim 0.052)$	_	-	-
塩化メチル	$1.5$ $(1.3 \sim 1.6)$	$1.6$ $(1.4\sim2.1)$	_	-	-
クロロホルム	$0.21$ $(0.15 \sim 0.28)$	0.35 (0.16~0.86)	_	-	-
1,2ージクロロエタン	$0.15$ $(0.066 \sim 0.31)$	$0.16$ $(0.10 \sim 0.28)$	_	-	-
ジクロロメタン	$1.9$ $(0.66 \sim 3.2)$	$1.9$ $(0.70 \sim 3.4)$	_	-	150
テトラクロロエチレン	$0.47$ $(0.058 \sim 1.2)$	1.0 (0.069~2.2)	_	-	200
トリクロロエチレン	$0.33$ $(0.11 \sim 0.55)$	$3.3$ $(0.12\sim11)$	_	-	200
1,3ーブタジエン	$0.077$ $(0.032 \sim 0.13)$	$0.083$ $(0.00125 \sim 0.20)$	$0.19$ $(0.076 \sim 0.29)$	$0.13$ $(0.048 \sim 0.26)$	-
ベンゼン	$0.75$ $(0.49 \sim 1.1)$	0.89 (0.41~1.4)	$1.1$ (0.65 $\sim$ 1.6)	$1.0$ $(0.50 \sim 1.6)$	3
トルエン	$\begin{array}{c} 4.4 \\ (1.5 \sim 10) \end{array}$	10 (2.6~22)	7.5 (3.2~17)	9.4 (2.5~23)	-
ベンブ[a]ピレン	0.063 (0.015~0.19)	_	$0.11$ $(0.030 \sim 0.21)$	-	_
酸化エチレン	$0.070$ $(0.047 \sim 0.11)$	_	_	-	-
アセトアルデヒド	$\begin{array}{c} 2.0 \\ (0.97 \sim 3.3) \end{array}$	_	$\begin{array}{c} 2.6 \\ (1.3 \sim 4.9) \end{array}$	$\begin{array}{c} 2.2 \\ (0.74 \sim 4.6) \end{array}$	-
ホルムアルデヒド	4.4 (2.0~8.3)	_	$4.0$ $(2.0 \sim 9.0)$	$3.8$ $(1.5 \sim 7.3)$	-
ニッケル化合物	$\begin{array}{c} 2.1 \\ (0.88 \sim 4.3) \end{array}$	-	_	-	-
ヒ素及びその化合物	$0.7$ $(0.30\sim2.4)$	-	_	-	-
ベリリウム及びその化合物	$0.0066 \ (0.0018 \sim 0.021)$	-	_	-	-
マンガン及びその化合物	$6.9$ $(2.5 \sim 14)$	-	_	-	-
クロム及びその化合物	$1.9$ $(0.50\sim4.3)$	-	_	-	-
水銀及びその化合物	$1.8$ $(1.3\sim2.7)$	-	-	-	_
キシレン	$0.9$ $(0.42 \sim 1.9)$				_
フロン11	$\begin{array}{c} 1.6 \\ (1.5 \sim 1.7) \end{array}$	-	-	-	
フロン12	$3.1$ $(2.8 \sim 3.4)$	-	-	-	-
フロン113	$0.6$ $(0.57 \sim 0.63)$	_	_	_	_

注1) 上段:年平均值 下段:(最小值~最大值)

注2) ベンゾ(a)ピレン,ニッケル化合物,ヒ素及びその化合物,ベリリウム及びその化合物,マンガン及びその化合物,クロム及びその化合物,水銀及びその化合物の単位はng/m³



# 測定局所在地

0.47-	/HJ//   1112	•			
	市役所	中京区寺町御池上る上本能寺前町488 京都市役所 4階·屋上		南	南区西九条南田町1の3 南区総合庁舎 前庭
	壬生	中京区壬生東高田町1の20 京都市衛生環境研究所別館 5階室内	ь.	大宮	中京区錦大宮町116 四条大宮交差点北西側
	伏見	伏見区鷹匠町39-2 伏見区総合庁舎 2階室内	自排局	山科	山科区椥辻池尻町14の2 山科区総合庁舎 前庭
大	山科	山科区御陵四丁野町1 京都薬科大学 南校舎校庭	同	上京	京都市上京区室町通上立売上る室町頭町261 市立室町小学校 校庭
気	左京	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 左京区総合庁舎 2階・3階		西ノ京	中京区西/京中保町1の4 市立北野中学校 校庭
局	西京	西京区樫原三宅町24 市立樫原小学校 校庭	気象	比叡山	左京区修学院牛ヶ額3 比叡山頂展望閣内
	久我	伏見区久我東町60の2 市立神川小学校 校庭	局	京都 タワー	下京区烏丸通七条下る東塩小路町721の1 京都タワー 展望室内
	北	北区紫野花/坊町23の1 ツラッティ千本 2階室内			下京区四条河原町南東角 四条通河原町交差点南東角歩道上
	醍醐	伏見区醍醐鍵尾町17 市立池田小学校 校庭	移動	動大岩局	伏見区深草飯食山町地内

図2-7-1 大気汚染常時監視測定局配置図

(平成30年3月31日現在)

表2-7-7 大気常時監視測定機整備状況

	項目	SO2	SPM	NOx	Ox	СО	PM2.5	НС	日射量	温湿度	風向風速
測定	局	4台	13台	15台	9台	4台	12台	4台	1台	3台	10台
	市役所		0	0	0		0				0
	壬生	0	0	0	0		0	0	0	0	0
大	伏見	0		0	0						0
	山科	0	0	0	0		0				
気	左京		0	0	0						0
	西京	0	0	0	0		0				0
	久我		0	0	0		0				
局	北			0	0						0
	醍醐		0	0	0		0	0			0
	南		0	0		0	0	0			
	大宮		0	0		0	0				
自排局	山科		0	0		0	0	0			
	上京		0	0			0				
	西ノ京		0	0			0				
気象	比叡山									温度のみ	0
局	京都 タワー									○ 温度のみ	0
移動局	大岩		0	0			0				0
セン	ゲライズ タワー					0					

表2-7-8 大気常時監視測定結果

(平成29年度)

		Strat		二酸化硫	黄	二酸化窒素	ž.	浮遊粒子状	物質	微小粒子状	物質	一酸化炭	素	光化学オキシダン	<b>/</b> }								
15-		測		側宏		測字		測		測		$(SO_2)$		$(NO_2)$		(SPM)		(PM2.5	5)	(CO)		$(O^X)$	
種別		定局		1日平均値	達成	1日平均値	達成	1日平均値	達成	1年平均値	達成	1日平均値	達成	1時間値	達成								
73.3	נינג			(2%除外値)		(年間98%値)		(2%除外値)				(2%除外値)		(最高値)									
		名		(ppm)	状況	(ppm)	状況	$(mg/m^3)$	状況	$(\mu \text{ g/m}^3)$	状況	(ppm)	状況	(ppm)	状況								
	市	役	所	_		n.d	-	0.041	0	11.0	0	_		0.121	×								
	壬		生	0.008	$\circ$	0.026	0	0.039	0	11.4	$\circ$	_		0.117	$\times$								
	伏		見	0.003	$\circ$	0.032	0	_		_		_		0.115	×								
大	山		科	0.003	$\circ$	0.027	0	0.039	0	11.4	0	_		0.111	×								
気	左		京			0.021	0	0.034	0	_		_		0.115	×								
局	西		京	0.002	$\circ$	0.024	0	0.039	0	11.4	0			0.115	×								
	久		我	_		0.030	0	0.037	0	12.6	0			0.111	×								
		北		_		0.022	0	_						0.111	×								
	醍		醐	_		0.029	0	0.036	0	11.6	0			0.117	×								
		南		_		0.040	0	0.041	0	11.9	0	0.7	0	_									
自	大		宮	_		0.035	0	0.043	0	12.4	0	0.6	0	_									
排	Щ		科	_		0.038	0	0.042	0	10.3	0	0.6		_									
局	上		京	_		0.023	0	0.040	0	10.4	0	_		_									
	西	ノ	京	_		0.026	0	0.039	0	11.3	0			_									
				1日平均値				1日平均値 1年平均値			1日平均値		長期的評価は										
т==	長期	卵的部	区価	0.04ppm以下		0.04ppmカッら0.0	6ppm	$0.10 \mathrm{mg/m}^3$	厂	$15 \mu \text{ g/m}^3$	下	10ppm以下		行わない。									
培	10,79	1× 2×1 H → L I I I I I I I I I I I I I I I I I I		までのゾーン内																			
環境基					又はそれ以下																		
淮						1時間値	1時間値 1日平均値			1時間値の		1時間値											
1	短期	用的評	陌	0.1ppm以下		行わない。		$0.20 \mathrm{mg/m}^3$ $\complement$	厂	35μg/m³以下		8時間平均値		0.06ppm以下									
												20ppm以下											

- 注1 表中の一印は、測定を実施していないことを示す。
- 注2 達成状況欄は長期的評価による達成=〇、未達成=×を示す。(Oxは短期的評価) 注3 SO<sub>2</sub>, SPM, COは、環境基準を超える日が2日以上連続した場合にも未達成と評価する。
- 注4 表中の「n.d」は、年間の有効測定日数に満たないためデータが無いことを示します。

表2-7-9 光化学スモッグ注意報発令状況

(平成29年度)

発令月日	発令時間	~	解除時間	
		~		京都府内で発令はなかった

表2-7-10 水質及び底質などに係る試験検査項目別取扱件数

	項目別(計)	規制工場・ 事業所 排水調査	ゴルフ場 排水 農薬調査	浄化槽 放流水 調査	など	河川底質	河川事故	地下水調査	下水)	川水)	岡田山(底 質)		土壤調査 含有試験	底質調查	衛環研 排水 検査	その他	行政以外 の依頼検
pH BOD	298	31		73	1		3	79	8	8		4		72	15	4	
COD	117 154	31 31		73 73	1 1					8				48		4	
浮遊物質量	116	31		73	1		2			8				10		1	
n-ヘキサン抽出物量	39	30													9		
カドミウム	71	16				5	2	12	8	8	3	4	4		9		
全シアン	62	14				_	3	12	8	8		4	4		9		
鉛 六価クロム	71	16				5	2	12	8	8	3	4	4		9		
ヒ素	69 69	16 16				5		12 20	8	8 8	3	4	4		9		
全水銀	71	17				5	1	12	8	8	3	4	4		9		
有機水銀	0					_	_		_	_	_	_	-		_		
フェノール類	39	30													9		
銅	34	23					2								9		
亜鉛	49	23				5				8	3				9	1	
容解性鉄	33	23					1								9		
溶解性マンガン 全クロム	32 44	23 24				5	3				3				9		
アッ素	49	13				j.	3	12	8	8	3	4	4		9		
トウ素	54	13					1	12	8	8		4	4			4	
ニッケル	32	23					-					•	-		9	-	
セレン	53	16					1	12	8	8		4	4				
リクロロエチレン	110	16						65	8	8		4			9		
トラクロロエチレン	110	16						65	8	8		4			9		
,1,1-トリクロロエタン	106	16						61	8	8		4			9		
9塩化炭素	105	15						61	8	8		4			9		
プクロロメタン ベンゼン	107 107	15 17						61 61	8 8	8 8		4			9	2	
ヘンセン 塩化物イオン	107	17		13				01	8	8		4			9		
とリン	24	23		10												1	
<b>企</b> 室素	24	23														1	
容存酸素	36				1		2			8				24		1	
直気伝導度	151				1			79	8			4		56		3	
且度	32				2		3							12	15		
アンモニア性窒素	1								_	-						1	
E硝酸性窒素	31							17	8	5 5						1	
消酸性窒素 水分量·乾燥減量	31 15					8		17	8	ъ	3	4				1	
K分重·乾燥減重 á熱残留物	15					8					3	4					
アンチモン	0																
СВ	49	9				5		12	8	8	3	4					
<del>集</del> 薬	217		217														
kイオン界面活性剤又はLAS	8									8							
広物油定性及び同定	0																
,2-シ'クロロエタン	99	16						61	8	8		4				2	
,1-シ'クロロエチレン /ス,1,2-シ'クロロエチレン	103	16						65 65	8	8		4				2	
/ス,1,2-シ クロロエナレン ランス,1,2-シ クロロエチレン	99 80	12						65 65	8	8 5		4				2 2	
,1,2-トリクロロエタン	97	16						61	8	о 8		4				2	
ロロエチレン	77	10						65	8			4					
,3-シ゚クロロブ゚ロペン	30	9						1	8	8		4					
,4-シ'オキサン	45	17						12	8	8		-					
で他VOC類	0																
Fウラム	30	9						1	8	8		4					
/マジン	30	9						1	8	8		4					
Fオベンカルブ	30	9						1	8	8		4					
「スフェノールA ニルフェノール類	11 10				11 2					8							
ニルフェノール類 クチルフェノール類	10				11					8							
クテルフェノール知 ,p'-DDT	11				11												
,p しし! チオン,アニオン	432				11									408		24	
ルカリ度	51													48		3	
ロロフィルa	48													48		2	
容解性有機炭素														48			
又は全有機炭素	48 0													40			
プラン外ン・その他 魚の状態等	0													0			
ROO小版等 存態全アルミニウム	48													48			
場度	0													10			
**** 『機リン化合物	13	9										4					
,2-ジクロロエチレン	82	4						65	8	5							
E硝酸性窒素及び硝 g性窒素	38							22	8	8							
アンモニア, アンモニア化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物	22	22															
無機性リン	1															1	
にストロン	2				2												
1ーヒドロキシ安息香 酸メチル	2				2												
ペン・ノハ・ ペンチルフェノール類	2				2												
<b>-</b> の他	1				_		1										
					49		27				27			812			

表2-7-11 ゴルフ場排水などの農薬調査検査項目

		殺虫剤	殺	菌剤	除	草剤他	その他			
時期	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期		
.,,.	イミダクロプリド エトフェンプロックス クロチアジニン フルヘンシアミト	MEP(フェトロチオン) インドキサカルブ エドフェンブロックス クロチアニジン クロラントラコブロール クロルフルアス・ロン シハロトリン シラフルオフェン ダイアジノン チアメトキサム チオジカルブ ビフェントリン ピリダリル ベルメ外リン ベンスルタップ 外キンフェ/ジド	アゾキンストロピン アミスルプロム イミノクタジン チオファネートメチル トルクロホスメチル ヒドロキンイソキサゾール プロピネブ ペンシクロン ホセチル マンデストロピン	アゾキシストロピン アミスルブロム イソプロチオラン ペンクタジンアルベシル酸塩 イミヘンコナゾール	エンドタール キノクラミン(ACN) グリホサート	S-メトラクロール	トリネキサパップ。エチルフルルフ。リミト・ール	トリネキサバックエチ・ニコスルフロンフルルプリンドール		
-	4	15	11	27	6	9	2	3		

表2-7-12 浄化槽放流水等の大腸菌群検査の結果

	検体数	基準超過検体数	基準超過検体 の 割合(%)
工場事業場等排水	19	0	0
浄化槽放流水	73	13	17.8
合計	92	13	14.1

#### 8 試験検査の信頼性確保業務[管理課]

(1) 食品検査等における信頼性確保

食品衛生法に係る検査等の信頼性を確保するため、京都市衛生環境研究所食品検査等業務管理要綱を作成し、この要綱に基づき信頼性確保部門としてGLP委員会を設置し、試験検査業務の内部点検及び外部精度管理調査等を実施している。

# ア GLP 委員会について

「京都市衛生環境研究所 GLP 委員会設置要領」に基づき、委員の選出及び委員会を開催した。

#### (ア)委員の構成

- 委員長(所長)
- · 試験品採取・搬送区分責任者(医療衛生推進室 健康安全課長)
- 信頼性確保部門責任者(管理課担当課長)
- 検査部門責任者 (環境部門担当課長)
- 理化学的検査区分責任者(生活衛生部門担当課長)
- 微生物学的検査区分責任者(微生物部門担当課長)
- ・ 動物を用いる検査区分責任者(生活衛生部門担当課長)
- ・ その他の委員(委員長が指名する者)
- (4) 委員会の開催

平成29年5月19日に委員会を開催し、平成28年度の取組み報告及び平成29年度の実施計画の確認を行った。

# イ 内部点検について

試験検査の信頼性の確保を図る目的で、試験検査業務の内部点検を実施している。

平成29年度は「内部点検実施手順書」に基づき、生活衛生部門(本所及び第一検査室)及び微生物部門に対して、立 入調査を行った。

また、試験品採取・搬送の内部点検として平成29年12月13日に医療衛生センターに対して立ち入り調査を行った。 ウ 外部精度管理調査について

試験検査データの信頼性を確保するため、財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する外部精度管理調査に 参加している。

平成29年度は理化学調査6項目,微生物学調査6項目の計12項目に参加した。

また、厚生労働省食品等試験検査費により別途実施された特定原材料検査(アレルギー物質(卵)を含む食品)外部 精度管理調査に参加した。

# (2) 病原体等検査における信頼性確保

平成28年度から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、感染症の患者の検体、又は 当該感染症の病原体の検査を行う施設として、京都市衛生環境研究所病原体等検査業務管理要領を作成し、病原体等 検査の信頼性確保のため内部点検を行っている。